

## 副市長・総務担当部長会議 会議録

平成26年1月30日(木)

10:30～16:00

ホテル国際21

### 1 開 会

(藤森事務局次長)

皆様、おはようございます。本日は、大変お疲れさまでございます。

定刻となりましたので、ただいまから副市長・総務担当部長会議を開催いたします。

本日の会議は、お手元に配付してあります会議次第に基づき、進めさせていただきます。

なお、申し遅れましたが、私は、本日の進行等を務めさせていただきます市長会事務局次長の藤森誠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### 2 あいさつ

(藤森事務局次長)

それでは、はじめに市川事務局長からごあいさつを申し上げます。

(市川事務局長)

皆さん、おはようございます。市長会の事務局長を務めさせていただいています市川でございます。このような時期になってしまいましたが、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の副市長・総務担当部長会議は、事務局開催ということですので、私からごあいさつ申し上げることをお許しいただきたいと思えます。

プロ野球のキャンプインの話題であったり、春の選抜高校野球の出場校の決定であったり、球春到来というようなことから「春遠からじ」という時期になったわけですが、本日は、予算編成や議会を控えまして大変お忙しい中、皆様方にご出席いただきましたこと、感謝申し上げます。

また、日頃から市長会の業務の推進に当たりましては、格別なご理解・ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして御礼申し上げます。

最初に、例年、この会議の後で開催しておりました懇談会といいますか、意見交換会につきましては、大変お忙しい皆様方を長時間拘束しての会議でもありますし、遠方からお越しの方々もおられることなどから取りやめさせていただくことにいたしました。まずをもって、ご理解を賜りたいと思えます。

さて、昨年、第2次安倍政権下におきまして、金融緩和、財政政策、成長戦略の3本柱、いわゆるアベノミクスによりまして大胆な金融政策、そして緊急景気対策が実施されてきたところでございます。

先月、17日に発表されました内閣府の「月例経済報告」では、「景気は緩やかに回復している」として4カ月ぶりに上方修正され、先行きにつきましても、「家計消費や投資が増加し、景気の回復基調が続くことが期待される」としております。

また、日銀松本支店が、昨年12月16日になりますけれども、発表しました「長野県の金融経済動向」でも「長野県経済は、持ち直している」としております。

景気回復の地域経済への波及は、地域の産業構造や経済の実情などによりましてタイムラグがあり、また、回復の度合いには差が生じるということは、やむを得ないことと思っておりますが、全体としては良い方向に進んでいるのではないかと、このように考えている次第でございます。

それから、26年度の税制改正に当たりましては、大変、昨年は心配されたところでございましたが、本県はもとより、全国の市長さん方の一丸となった国等への要請活動によりまして、償却資産による固定資産税やゴルフ場利用税の維持など、市長会が主張していたことがかなったところでございます。この間の副市長さん方のサポートについて御礼を申し上げたいと思います。

このように19市が具体的な課題に時機を逸することなく、積極的に国あるいは県に対してしっかり意見をお伝えするということが、真の地域主権の確立におきまして大変大切なことではないかと考えております。

本年も震災対策や原発を含めましたエネルギー対策、社会保障、確実な景気回復など、喫緊の課題が山積しておるところでございますが、市長会といたしましても、19市が連携を図りながら活動してまいりたいと考えております。つきましては、副市長さん方をはじめ、皆様方の更なるご支援を賜りたいと、このように考える次第でございます。

この4月から消費税が5%から8%へ17年ぶりに引き上げられるということでございます。この引き上げに際しまして、低所得者対策として「簡素な給付措置」、いわゆる臨時福祉給付金が実施されることになっております。

給付に当たりましては、対象者からの申請に基づき、市町村の協力を得て実施するというようにされているところでございますが、該当者の把握や申請の周知につきましては、課税情報をこの給付金の支給に関する事務に用いようとしたところ、厚生労働省からは、本人の同意なしにこの課税情報をを用いることは、地方税法第22条に規定するところの秘密漏えいに関する罪に該当すると正式に見解を表明されております。

これを受けまして、先週の 22 日でございますが、全国市長会政策推進委員会が開催されまして、その席上、情報交換や対応策についての検討がなされたところでございますが、会長の森長岡市長からは、市町村が円滑に事務を行うことができるよう立法措置を含めた適切な措置を田村厚生労働大臣に面談の上、要請することになりまして、同日、要請が行われたところでございます。

各市におかれましては、この周知等の方法につきまして頭を悩ませていることと思っておりますが、全国で 2,400 万人が対象とされる事務でございますので、今後の国等の動きを注視する必要があるかと考えている次第でございます。

終わりに、本日の会議でございますが、4 月に開催いたします第 134 回長野県市長会総会に提出いたします各市提出議題の審議のほか、県の施策説明を予定しているところでございます。1 日に及ぶ会議となりますが、熱心な議論が行われまして、有意義な会議となりますようお願い申し上げまして、開会に当たっての私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

### 3 来賓あいさつ

(藤森事務局次長)

続きまして、本日、お忙しい中ご出席をいただいております長野県総務部市町村課長、池田秀幸様からごあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(池田市町村課長)

皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました市町村課長の池田でございます。

本日は、19 市の副市長・総務担当部長会議にお招きをいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から県政の推進に対しまして格別なご理解・ご協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げるところでございます。

最初に、私の方から地方財政を巡る状況について、若干、触れさせていただきます。

昨年末に地方財政対策の概要が示されまして、一般財源の総額につきましては、前年度比プラス 6,050 億円となる 60 兆 3,577 億円となりまして、平成 25 年度水準を上回る額が確保されているところでございます。

歳出におきましては、争点でございました歳出特別枠の取扱いについて、地域の元気創造事業費の振り替え分 3,000 億円を含めまして、実質的には前年度水準が確保されるとともに、皆様方からご要望が高かった緊急防災・減災事業

などについても増額を確保されておりまして、地方に対する一定の配慮と工夫がなされているものと受け止めているところでございます。

しかしながら、地方交付税の法定率引き上げが見送られるなど、地方の財源不足解消のための抜本的な見直しは行われておらないということが残念な点ではございます。

税制改正につきましては、先ほど市川局長からお話ございましたように、昨年11月に県市長会・町村会合同で県選出国會議員などに要請をさせていただきました。

こうした取組みの結果、税制改正大綱におきましては、消費税率の引上げ時に自動車取得税の税率引下げが先行されることとなったものの、将来、別途、課した時点では、減収分を軽自動車税の増税などで確保できる仕組みとされているところでございます。

いずれにしましても、平成26年度の当初予算の編成に当たりましては、昨日も説明会でご説明させていただいておりますけれども、国の示しました地方財政の見通しをご参考としつつ、それぞれの実情を勘案いただきまして、適正に履行していただくようお願いをするところでございます。

今後、地方自治に関する様々な制度改正が予定されておりますので、県といたしましても、国から得られました情報を速やかにお伝え申し上げまして、皆様との円滑なコミュニケーションの下、できる限りお手伝いをさせていただくつもりでございますし、地方の意見を十分踏まえた措置を講ずるよう、しっかりと要望してまいりたいと考えておりますので、市長会の皆様方も引き続きご協力いただきますよう、お願いを申し上げますところでございます。

本日は、様々な議題について皆様と意見交換をさせていただける貴重な機会をいただいております。本日の会議が実りあるものになることをご期待申し上げますとともに、ご参集の皆様方のますますのご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。簡単ではございますが私からのあいさつとさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

(藤森事務局次長)

ありがとうございました。

本日、長野県市町村課からご出席をいただいている池田課長様を除く皆様をご紹介させていただきます。

市町村課課長補佐兼行政係長、山田明子様。

(山田市町村課長補佐兼行政係長)

よろしく願いいたします。

(藤森事務局次長)

同じく行政係主任、森谷隆一様。

(森谷市町村課行政係主任)

よろしく申し上げます。

(藤森事務局次長)

同じく行政係主事、小松智恵様。

(小松市町村課行政係主事)

よろしく願いいたします。

(藤森事務局次長)

皆様には、後ほどご助言、ご説明をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の副市長・総務担当部長会議であります。昨年11月22日に開催いたしました市長会定例会でお認めいただきましたとおり、会議録をホームページで公開する会議としております。事務局において作成した会議録を出席者等にご確認いただき、ホームページにアップさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おき願います。

続きまして、会議予定についてお知らせをいたします。この後、次第に従い、各市提出の議題審議を行います。

議題審議につきましては、1議題あたりおおむね8分程度を見込んでおまして、午前中に「現行制度の改善又は拡充を求めるもの」のうち、10件の議題について審議をお願いし、終了後、昼食の予定となっております。

なお、昼食会場でございますが、この会場のお隣となります。席につきましては、特に指定しておりませんので、適宜、お座りいただきますようお願いいたします。

昼食後、午後1時から会議を再開し、各市提出議題の審議をお願いし、審議終了後の午後3時頃、休憩を予定しております。

休憩後、事務局提出議題、県からの施策説明および平成26年度市町村職員研修事業等についてそれぞれご説明をいただきまして、午後4時頃、会議日程を終了する予定でございます。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4 座長選出

(藤森事務局次長)

それでは、座長の選出に移ります。座長の選出につきましては、慣例によりまして長野市の黒田副市長様をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。

それでは、黒田副市長様、よろしく願いいたします。

(黒田座長)

皆様、おはようございます。長野市の黒田でございます。慣例で座長をするようにということでございますので、本日の会議の座長を務めさせていただきます。円滑に、また充実した会議となりますよう、ご協力をお願いいたします。

次第に基づきまして、各市提出議題につきまして、順次ご審議をお願いしたいと思っています。

各議題につきましては、審議に先立ちまして事務局職員に「提案要旨」の朗読をお願いしまして、提案市で補足説明がありましたらご説明をお願いしたいと思います。

その後、県のご意見等をお聞きした上で質疑を行いたいと思いますので、ご意見、ご質問がある方は、挙手をいただいてからご発言をお願いしたいと思います。

なお、さきに事務局から連絡させていただいておりますが、議題番号 18 番、これにつきましては、先週、総務省から提案内容について実施する旨の説明をいただいたということでありますので、提案市の松本市から取り下げの依頼がありましたので、本日の議題からは削除させていただきます。

また、これから申し上げます各市の提出議題番号につきましては、午後に県の担当職員がお見えになるということでもありますので、午後 1 番にまとめて審議させていただきたいと思います。

それは、議題番号の 4 番、9 番、17 番、24 番、4・9・17・24、四つの議題を午後 1 番にまとめて審議させていただくということでございます。

各市から提出されました 23 件の議題審議は、4 月 18 日に自治会館で開催いたします第 134 回市長会総会で副市長会からの提出議題というようにするかどうか、その取扱いについて決定していきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

## 5 議事

### (1) 各市提出議題

#### 議題 1 交通政策基本法における公共交通の位置付けの明確化と自治体への支援について

(黒田座長)

それでは、円滑な議事にご協力をお願いしまして、早速であります、議題に入りたいと思います。

まず、議題 1 「交通政策基本法における公共交通の位置付けの明確化と自治体への支援について」、事務局から提案要旨の朗読をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題 1 についてご説明いたします。

本議題は、松本市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

交通政策基本法において、地域の公共交通を「行政サービス」として、位置付けるとともに、歩行者優先の道路形態を実現する道路交通法などの規制の緩和、各自治体で運用できる新たな財源制度(交通税、事業所負担金など)の確立、交通施策に対する国の支援制度の拡充を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました松本市から補足説明があれば、お願いいたします。

(坪田松本市副市長)

はい。「交通政策基本法」が、昨年11月に制定されました。これは、大まかに言って訓示規定と申しますか、国の役割、県の役割、交通事業者の役割というようなことが書いてありまして、もう少し踏み込んだものにできないかという提案でありまして、つまり公共交通の確保というものは、公共交通事業者がおりますが、私的な交通事業者でいいと思っているのですが、そうではなくて、むしろ国がしっかりと制度的に公サービスとしてやる、公共交通を確保するのだというようにきちんとしていただいた上で各自治体で運用できる財源制度をお願いするという観点からお願いをしたいと思っています。

中心市街地の交通政策が各地で問題になっていますが、松本市では次世代型の交通をやっというこを展望して申しまして、できるだけ中心市街地には車が入らない、歩行者優先あるいは自転車安心して通行できるような町、公共交通機関を実施すれば、LRTやバス道路のようなものに変えていこうというか、大変、大きな助成になります。よその自治体でも先進地がありますが、やっというこを試みを、今、始めておりますが、問題なのは、今の道路交通法では歩車分離、歩道と車が完全に分けられていまして、そうではなくて、歩車道の共存というようなことを道交法の改正、緩和と申しますか、そのようなこと、あるいはインフラの整備に対する助成等、LRTをやると申すと数億円かかったりしますが、バス道路を導入するにしましても大きなお金がかかりますので、そのような財政支援をお願いしたいと、このようなことを交通基本法に位置付けたいという提案でありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

県からご説明があれば、お願いします。

(池田市町村課長)

はい。松本市さんからのご提案でございます。お話にもございましたように、交通政策基本法が昨年施行されたところでございます。これにつきましては、繰り返しになりますが、国、地方公共団体、交通関連事業者、地域住民の皆様、関係者の責務を明確にして、国及び地方公共団体が講ずる交通に関する基本的施策について定めることというようにされております。

また、国は、交通に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置などを講じることを定めるとともに、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため交通政策基本計画を策定することとしているとなっております。

若干、現在はまだ抽象的ではございます。県といたしましては、国の策定する基本計画の動向を注視させていただく中で、地域公共交通確保維持改善事業の制度拡充など、これは従来からご要望させていただいておりますが、これに加えまして、地域の取り組み、また、実情などを勘案した将来にわたり確実に支援する仕組みを作っていただくよう国に対して要請をしまいたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの県のご発言も含めまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

長野市、何かありますか。

(柳沢長野市企画政策部長)

はい。少しご意見を申し上げさせていただきたいと思います。

提案要旨の中で4点掲げてございます。最後の国の支援制度の拡充につきましては、全くそのとおりでございまして、現在の補助金についても、全体の配分の中で要望額どおり交付がされていない状況でございますので、その点も含めてこの支援制度の拡充は、全くこのとおりかと思っております。

そのような中で、前段で三つほどあるわけでございますが、一つは「行政サービス」としての位置付けということでございます。今回の交通政策基本法の中で、国及び地方公共団体は、公共交通に関する施策の策定及び実施する責務を有するということを明らかにしているわけでございますが、その中で地方公共団体の施策、総合的かつ計画的に実施をするということでございまして、この実施に当たって、これは「行政サービス」ということで位置づけるか否か、各地域にはいろいろな実情がある中で、そのようなことに配慮・考慮しながら

判断していくものなのかなというような気がいたします。

それから、二つめの歩行者優先の関係の道路交通法の規制の緩和で、道路交通法自体が道路における危険の除去といたしますか、歩行者あるいは車両の安全・安心・円滑な交通ということでの法律であるわけでございます。

その中で規制の緩和という話なのでございますが、この部分については、公共交通の在り方というよりは、むしろ、まちづくり、それは今、そういったご発言もあったので、そのような部分の考慮・配慮なのかなというような気がいたします。

あともう1点、各自治体で利用できる新たな財源制度ということでございますが、本件の部分は地方税法の中でいわゆる目的税を課することができるということで、現行制度の中でも課税が可能ということもございますので、このようなどころの部分もしん酌して要望ということでお考えいただければというように思います。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

他に何かございますか。

はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

「行政サービス」という言葉がいけないかもしれませんね。公的機関といたしますか、公共関与といたしますか、今、実際の交通事業者は、地方公共団体が公共事業でやっている場合以外には見過ごす方向で民間に交通を委ねるわけですね。

そうしますと、交通、今の地域戦略の中で支援を組み合わせているものがありますけれども、徹底的に傷んでいるということだと思いますので、いわゆるヨーロッパ型のように、国の関与、地方自治体の関与、それから交通者の関与、あるいは、それに加えて恩恵を被る企業の関与、そのような幾つかの負担すべき者があると思うのですが、そのような観点からやはり交通機能を作っていくという考え方が大事であると思っております。そのような言葉を使っておりますが、「公共サービス」というか「公共関与」というような言い方がいいのかもしれません。

それから、歩車道の分離は正にまちづくりで、次世代型の交通機関を使いながら新しいまちづくりをやっていこうという発想なのですね。ですから、そのような歩道も車道も一体のものとして安心して車道であっても歩ける。次世代型の公共交通ができること。

今の状況ですと完全に歩車が分離していますから、かえってこれがまちづく

りを阻害しているのではないかという観点ですので、少し普通の交通事業の対策・概念と違うかもしれませんが、表現の仕方が悪ければ訂正することは、やぶさかではありません。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

実は私どもは、これは、一番最初に厳しい問題が出てきたなと思って困っているところがありまして、交通基本法は、当初、交通権という概念が民主党の頃にあったと思いますけれども、それが今はなくなっているということは、やはり交通権というように大上段に構えると、実際にもあったのですけれども、事業者が撤退したときに補償してくれというような問題があったというように聞いておりますので、そのような背景で「交通権」という言い方はやめたというようなことを聞いております。

これは、逆に福祉や教育と同様の「行政サービス」ということになると、むしろ行政の側に義務付けといいますか、例えば事業者がある赤字路線から撤退した場合は、当然、これは「行政サービス」だ、市営でやるのだという極論すれば市営交通に行きかねないということもわれわれは少し考えたところであります。

しかし、目的税として税金をいただくとなると、ますますそれは、市に対する義務付けで、われわれどの市もそうでしょうけれども、新たに公営交通として市営交通を作るということは非常に厳しい現状にあると思いますので、その辺りは、また少し表現を相談させてもらうということでもいいですかね。

(坪田松本市副市長)

はい。

(黒田座長)

国の財政支援なども当然入りますし、本来のここに集まっていらっしゃる皆さんがのみ込みやすい表現にさせていただくということで、少し事務局で調整していただいていいですかね。そのようなことでよろしゅうございますか。

はい。よければ、そのような扱いにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

## **議題2 地方の一般財源総額の確保について**

(黒田座長)

次に、議題の2であります。須坂市提出の「地方の一般財源総額の確保について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(藤森事務局次長)

はい。議題2についてご説明いたします。

本議題は、須坂市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

地方交付税の歳出特別枠や別枠加算の解消など、一方的な地方交付税の減額はせず、地方の一般財源総額の確保に努めること。法定率の引上げなど制度の見直しをすること。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。提案されました須坂市さんから補足説明がありましたらお願いします。

(中澤須坂市副市長)

今、述べていただいたとおりでありますけれども、これは、26年度の地方財政改革については、交付税の関係でこの歳出の特別枠、それから国の別枠加算、これは縮小されてはいるのですけれども、地域の元気創成事業などが創設されたというようなことで先ほど池田課長さんの方からごあいさつにもあったわけでありまして、相対的には26年度の予算については、おおむね昨年並みが確保されたというようなことであります。

これは、まだまだ地方において本格的な景気回復に至るまでには時間がかかるということでもありますから、この特別枠、それから別枠加算、これらについては、今後もやはり継続してもらいたいというような要望、そして、これも前から協議になっておりますけれども、毎年、地方交付税については財源不足ということが言われておりますので、来年度以降もこの法定5税の関係、これについては、法定率の引き上げ、これは市長会からもこの間、要望が出ておりますけれども、重ねてこれらの引き上げについても見直しをしていただきたいというようなことで、これは、全自治体に共通することかと思っておりますけれども、来年度以降の交付税確保に向けてこのような要望を国の方にさせていただきたいと、このようなことで提案させてもらったものでありますので、お願いしたいと思っております。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からよろしく申し上げます。

(池田市町村課長)

はい。須坂市さんからのご提案でございます。地方の一般財源の確保につきましては、皆様方ご承知のように、昨年の5月には、県、県議会、市長会など6団体共同で要請をさせていただきまして、また11月には、県、市長会、町村会3団体共同によりまして、改めまして要望をしてきているところでございます。

先ほど、私の話の中でさせていただきましたけれども、26年度につきましては、一定の水準は確保されているということでございますが、地方交付税を含めました財源不足解消のための抜本的な見直しは今はされていないというように認識をさせていただいております。

須坂市さんのお話にもございましたように、県といたしましても、今後も引き続き市長会、町村会の皆様と連携をいたしまして、持続可能な地方財政制度の確立に向けて国などに強く要望してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

ただいまのご発言も含めて、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

長野市、何かありますか。

(柳沢長野市企画政策部長)

はい。本件でございますけれども、この歳出特別枠や別枠加算の解消の部分、減額せずにという部分は、全くそのとおりかと思えます。

ただ、考え方の部分で、地方交付税法の中で財源不足の対応として交付税率の変更を行うこととする規定が置かれているわけでございますが、規定のない特例措置、申しあげました歳出特別枠や別枠加算ということについて、同時にこれを要望することは、少し違和感があるかなという感じがいたします。短期的な課題と中期的な課題を整理する必要があるのかなと。

そのような中で、一般財源の確保ということでは、国・地方間の税源の配分、税源移譲等の問題も含めて包括的な部分がございますので、この提案部分の一番最後の「法定率の引上げなど制度の見直しをすること」という部分については、あえて言わなくてもよろしいのかなというような感じがいたします。

(黒田座長)

はい、飯田市副市長さん。

(佐藤飯田市副市長)

はい。一般論としてといたしますか、書かれていることに特に何か反論があるわけではなくて、このとおりだと思っておりますけれども、今、長野市さんがおっしゃったことと観点は違うのかもしれませんが、これを例えばこのまま市長会の総会に議題として上げるのがいいかどうかということは少し思っていて、26年度は、そのような意味で一通り一定評価できる確保をされたという前提で、来年度以降、どのように要望するかということだと思っています。

特別枠と別枠加算について、継続するということに要望するのか、それとも指摘があった法定率の引き上げを法にのっかってきちんとその制度的な見直し

をしてほしいという要望にするのか、少し整理をする必要があると思っています。

今の長野市さんの提案は、法定率の引き上げという中期的な課題についてではなくて、当面、特別枠と別枠加算というものを継続してほしいという要望にした方がいいとおっしゃったと思いますが、それをどちらで上げていくか。

まだ来年度の話が全然出ていないときに4月の市長会でどのような議論をしてほしいかという意味で、26年度はいいのだけれども継続してほしいという意味で上の2行の今の制度というか行われている特別枠や別枠加算を継続してほしいという要望にするのか、それとも、やはり抜本的な改正が必要だという法定率の引き上げなどの制度の見直しをしてほしいという要望にするのか、いずれにしても整理が要ると思うので、どちらを削り、どちらにウエートを置くべきかということを少し整理した上で市長会の方に上げた方がいいのではないかなと思います。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

他に意見はありますか。

法定率の引き上げということは、少し唐突に出てきている感じがするんですね。これは、先ほどの池田課長さんのごあいさつにもあったとおり、税制の全体の見直しに伴う議論だと思いますので、これだけ長期的なところでこれだけをやってくれということも、少しあれもこれも皆というイメージになるかと思いますが、須坂市さん、いかがでしょうか。

(中澤須坂市副市長)

皆さんがおっしゃるとおりで、言いたいことは、要は地方の財源不足が生じることが恒常的になってきているので、この財源不足については、きちんと国の方で交付税措置してもらいたいと、このようなことですから、おっしゃっておられるように特別加算の部分をやはり今後も継続して要求していくのか、全体的に地方交付税の中の法定率の引き上げに行くのか、この辺りは、少し整理させていただいて結構です。趣旨は同じでありますので、この辺りは少し整理させていただきたい。

この前、26年度の地方財政改革の共同声明ということで6団体から国の方へ要望を出されていますから、その辺りも踏まえて、今回、入れさせてもらったのですけれども、その辺りは、結構です、整理させていただいていいと思います。

(黒田座長)

はい。それでは、これも少し事務局で整理をしてもらって、全体の趣旨はこのとおりだと思いますので、整理して市長会総会の議題にしたいというように思っております。ありがとうございました。

他にご意見は。このようなことでよろしいですかね。

### **議題3 軽油引取税の課税免除制度延長について**

(黒田座長)

次に、議題3、東御市提案の「軽油引取税の課税免除制度延長について」、これについて議題といたします。事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題3についてご説明いたします。

本議題は、東御市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

地方税法の改正により軽油引取税の課税免除が平成27年3月31日で廃止予定となっている。軽油引取税の課税免除の特例延長を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。提案市の東御市の田丸副市長、何かご意見はありますか。

(田丸東御市副市長)

はい。提案理由に記載のとおりでございますけれども、本市においても、それぞれ事業者からいろいろな要請、議会陳情等がございます。機械燃料の軽油の引取りにつきましても、知事の承認があった場合、軽油引取税を課さないということになっておりますけれども、一昨年の地方税法の改正によりまして、27年3月31日をもって廃止する予定でございます。予定どおり、ここで廃止されまると、地方へのいろいろな経済への影響が非常に大きいのだろうというように思います。国においては、この引取税の課税免除を継続するようにお願いをしたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。東御市さんからのご提案でございますが、軽油引取税の課税免除制度につきましても、先ほどご説明ございましたように、ここ従来の、元々道路特定財源とする目的税であったものが一般財源化したことから引き継いだところでございますが、平成27年3月31日までその課税免除制度がまだ延長されているということでございます。

ただ、昨年6月の県議会におきましても、長野県索道事業者協議会から免税軽油制度の継続について国へ意見書を提出していただきたいというような請願

が出されまして採択されているという状況がございます。関係者の皆様から延長を求める声が起こっていることは、重々承知をさせていただいております。

また、スキー場など観光面でもこの免税が寄与しているということも承知をしているところでございます。

ただ、地方税の規定によりまして、全国一律の取扱いということになっております。国においても、現在、免税軽油制度をこの3年間延長している中で、その必要性について引き続き検討して判断してまいりたいということがございますので、県といたしましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えておりますし、その情報につきましては、皆様方にもご報告をさせていただきたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

ただいまのご意見も含めて、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。ございませんか。

なければ質疑を終了しまして、原案のとおり採択するということに異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい。異議なしということでありますので、原案のとおり市長会総会の議題に提出することといたします。

## **議題5 民生委員児童委員活動に対する国の地方交付税算定基準の見直しによる交付金の増額について**

(黒田座長)

それでは、次の議題5に移らせていただきます。東御市の「民生委員児童委員活動に対する国の地方交付税算定基準の見直しによる交付金の増額について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題5についてご説明いたします。

本議題は、東御市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

民生委員児童委員の活動は、福祉課題の増加に伴い業務範囲が拡大し、身体的・精神的負担増に加え、活動量が増えていることにより経済的負担も増加し

ている。

成果が見えにくい福祉活動ではあるが、委員活動に見合う活動費を確保するため、地方交付税の民生委員活動費として国が示す基準額の増額及び民生委員児童委員交付金の増額を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。これにつきましても、提案市の東御市の田丸副市長お願いします。

(田丸東御市副市長)

はい。今年度、民生委員の改選が行われまして、皆さん方の市ではどのような状況か、全国的に見ますと、この改選の都度、人材の確保ということが非常に大きな課題であるというように聞いております。それぞれの自治会等も大変な苦慮、苦労をなさっているのが現状でございます。市でも一定の支援はしているわけでございますけれども、委員は無報酬でございます。活動費が活動実績に見合わないことも、委員のやりがいというものをそいでいるのではないか、成り手が無い一つの要因になっているのではないかとということも考えられます。仕事の重要性を考えますと、活動費について検討すべき時期に来ておるといように考えております。

ご案内のように、福祉行政を推進する上で、民生委員の役割は、大変大きいものがございまして、業務量も年々増大しておる状況でございますし、市民の期待も非常に大きいわけでございます。国の支援体制として、交付税基準額の増額によりまして、交付金の増額を望むものでございます。よろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。東御市さんからのご提案でございますが、少子高齢化、核家族化の進行によりまして、地域のつながり、共に助け合う意識の低下など懸念される中で、常に住民の皆さんの立場に立って相談に応じ、しかるべき支援の窓口につなげていただく民生委員さんの活動は、非常に重要で幅広さが増しているといふように県も認識をさせていただいております。

しかしながら、先ほどお話にございましたように、職務もますます困難になっているということから成り手が不足をされている、また、民生委員、児童委員さんの活動のしやすい環境づくりが非常に重要になってきているということも認識をしているところでございます。

環境づくりにつきましては、県では、これまで連合会と共同で民生委員活動

と個人情報の取扱いに関するガイドラインを作成するなど、活動環境の整備を行ってきているところでございます。

国におきましても、民生委員・児童委員の活動環境整備に関する検討会を設置いたしまして、活動環境の整備の推進方策について検討を行っているところでございます。

今回、交付税にします基準額の増税あるいは国や県からの交付金の増額などにつきましては、それぞれ市町村さんの具体的な状況等もお聞きしながら、国の検討結果も踏まえた上で、必要に応じまして国に対して要望してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご発言も含めて、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

はい、佐藤さん、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

はい。趣旨は理解した上で、どのような制度になっているか、少し市町村課長さんにお伺いしたいのですが、これは、一番下に出ている関係法令の「民生委員児童委員交付金取扱要領」というのは、県からの交付金の取扱要領ということですね。

(池田市町村課長)

そうですね、これは県ですね。

(佐藤飯田市副市長)

ですから、仕組みとしては、交付税の基準財政需要額を算定するその単位費用の中に民生委員活動費の積算根拠が示されていて、それを参考にして県が交付金の金額を決めているということだと思います。ですので、これは、あくまでも積算の基準がそのようになっているということなので、県がその気になれば交付金について増額していただける、そのような制度だというように理解をしています。

従いまして、国に対して交付税の算定根拠の金額をもう少し上げろという要望ではなくて、県が交付金をしっかり増額してほしいというように要望すべきものなのだろうと私としては理解していますので、首長さんたちに制度を正しく理解していただくという意味では、交付税の基準見直しによる交付金の増額という件名や提案要旨の中身を少し整理する必要があって、民生委員の活動に対する交付金の増額を県に対して基本的には要望することなのではないかというように私としては理解するのですけれども、市町村課長さん、いかがですか。

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(池田市町村課長)

はい。おっしゃるとおり、これは県単事業という形にはなっております。事務的な話で、やはり交付税の積算根拠、これが、多分、やはり財政課の査定の中で、それを根拠に算定されているということだと思いますので、いずれにしても県からの交付金につきましても、それぞれ市町村さんで民生委員さんにかかっている経費の現在の状況などを把握した上で県としても考えてまいりたいということでございます。よろしく申し上げます。

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

そのような意味で、交付税の単価積算根拠といいますか、どのように積算するかということは総務省ですけれども、その積算の単価を上げてくれという要望は、極めて違和感があって、実態をいろいろと調査する中でそのような金額が今使われている、それで積算していくということなので、交付税の積算単価を上げてくださいということを厚生労働省あるいは総務省に言っていくという要望の内容だとすると、多分、国の方ではとても違和感がある要望になってしまうと思うので、市長会として要望すべきは、県に対してしっかり実態を踏まえて交付金増額をお願いしたいということであって、それを受けた県が積算根拠としての交付税をどう取り扱うかということを経理会に対して回答する、そのようなことではないでしょうか。

(黒田座長)

これは、最終的には交付金を増やしてくださいと、このようなことなのですが、少し東御市さんも県の立場に気を使っておられて、根本から変えてもらえば県も上げやすくなるのではないかとことをおもなばかったものかと思えますけれども、いかがですか。

(田丸東御市副市長)

おっしゃるとおりでございます。なかなか県にお願いをしても、これは、多分、大変だろうと思います。そのような現状の中では、やはり国へも声を大きくしていかなければこの制度は変わってこないということで、このような書き方をさせていただきました。よろしくご検討いただきたいと思います。

(黒田座長)

いかがでしょうか、他にご意見は。

はい、どうぞ。

(中澤須坂市副市長)

今、県に対して長野県市長会で要望し、またそれを全国市長会に上げていくには、やはりこのような表現が私は入った方がいいのかなというようには思い

ますけれども、飯田市さんの言うとおりに思うので、現状は、交付税措置されている部分が、そのまま長野県では活動費として各市町村の方に交付していると思いますので、それはいいのではないかと思います。

それと1点だけ、私どもの担当課に話したら、ここだけは、もし直していただけるのならお願いしたいと思うのですけれども、この「提案理由」の所で「委員は無報酬であり、活動費が活動実績に見合わないことも委員のやりがい削ぎ成り手がなない一因ともなっている」ということなのですけれども、須坂市の場合等を見ると、民生委員さんについては非常に地域の福祉のために積極的に働いておられまして、その環境づくりをするためにやはりもう少し活動費については増額することが必要だというような考え方にしてもらった方が、あまりにも活動費が少ないから成り手がいなくなったりするという表現が、そうではない、活動費が少しぐらい多い・少ないに関係なく民生委員さんはしっかり働いておられるということですので、その辺りだけ直していただければということが須坂市のお願いなのですけれども。

(黒田座長)

田丸さん、いかがですか。

(田丸東御市副市長)

はい、結構でございます。

(黒田座長)

他にご意見、ご質問はありますか。

はい、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

すみません、こだわるわけではありませんが、交付税基準額を見直して交付金を増額してくださいという今のこのままを市長会に上げると、市長の方が制度を誤解するのではないかというように非常に懸念をいたします。国の基準額が増額されると交付金の増額がなるかのようなことなのですけれども、国の方は、多分、あまりそのような意識はなくて、地方の実態に合わせて積算していますというだけなのですね。

ですので、国に対して交付税の積算の表に書いてある単価を見直してくださいと言われても、長野県では増やしていないのに、なぜ見直すのですかという堂々巡りの議論になってしまうと思うので、この件名と提案要旨をもう少し整理をして、制度を正しく市長さんたちに理解していただけるような内容にしなければ、いかにも国が決めていて長野県がそれに準じて交付している、あるいは国から交付金 coming しているかのような提案内容に読めるとと思いますので、そのところはきちんと整理をしなければ、一義的には長野県の増額ができるかどうかということだ、そこがミスリードされる内容ではないかと思っております

ので、ここの所は文面を書き直すべきだと思います。

(黒田座長)

はい。全体としては、よろしいですね。

(佐藤飯田市副市長)

民生委員の皆さんの活動をもっと支援するべきであって、交付金の増額をすべきだということは、そのとおりだと思いますので、そのような趣旨の下で、制度上の誤解が生じないような形を。

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

飯田市の副市長さんの意見に賛成なのですが、単位費用を見直しといっても、実質的な実入りにはならないと。われわれの交付税の算定方式を見直すのであれば、様々な単位費用のことも単位のことも言いたいことはたくさんあるので、こればかりではないと思うのですが、これは、あたかも法を直せば実入りが多くなるように考えられるが実はそうはならないということをおっしゃっているので僕は賛成です。言うのであれば、県にしっかり交付金を増額してくださいと言う方が分かりやすいと思います。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、トータルとして方向は増額してくださいと、このようなことですが、今の提案要旨、それから先ほど須坂市さんからあった提案理由、この書き方も含めて一部修正した上で採択ということではいかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

(黒田座長)

それでは、修正の中身は、また事務局にお任せしますので調整をお願いしたいと思います。

それでは、本件は、一応、修正した上で市長会総会議題に提出するようにいたします。

## **議題6 介護福祉人材の養成確保の充実について**

(黒田座長)

次に、松本市提案の「介護福祉人材の養成確保の充実について」、これを議題としたいと思います。事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題6についてご説明いたします。

本議題は、松本市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議

題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

少子高齢社会の進展により、高齢者の増加や多様な介護ニーズ等に対応するために、介護福祉士等介護人材の確保の充実を提案する。

- 1、介護福祉士等介護人材確保の財源措置。
- 2、「11月11日介護の日」の普及啓発と介護福祉人材の官民一体での確保。
- 3、県立高等学校の「介護福祉士資格取得学科」の再建。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました松本市から補足説明がありましたら、お願いします。

(坪田松本市副市長)

はい。添付のこの介護保険業種の団体からの要望書があります。このとおりなのですが、26ページをご覧くださいと思います。

要は、長野県立の高等学校の中で介護福祉士の国家試験を受ける資格が取れる学科を作ってくださいということで、私は、これはいいと思うのですが、最後の26ページの末に「再建をお願い申し上げます」と書いてありますので、昔は、公立高等学校でも学科があったのだと思うのですが、今はなくなっているということだと思います。長野県知事は、長寿県・長野の形成が大政策でありますので、そのような観点からもこの団体の皆さんの要望は適切なものということで、松本市長が市長会長ですので、会長市の立場で提案をさせていただきました。

なお、今は私立高校でやっているところが2校ありまして、エクセラン高等学校と創造学園がこの学科を持っているという状態ですので、よろしく願いいたします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

続いて、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。介護福祉人材の養成確保の充実についての松本市さんのご提案でございます。3点ほど細かい点があると思うのですが、まず、介護福祉士等の介護人材確保の財源措置でございます。これについては、当然のように少子高齢化の進展などによりまして、より多くの介護人材の確保・定着を図ることが主要な施策であるというように県も認識をさせていただいております。このため、県といたしましても、緊急雇用創出基金やセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用いたしまして、求職と事業所のマッチング支援、キャリアパス・

モデルに対応した研修の実施など、人材確保及び資質向上に取り組んでいるところでございます。

国におきましても、介護人材の確保・定着のため、先ほどの緊急雇用創出基金事業の平成26年度末までの延長及び積み増しを図ることとされております。県といたしましても、これらの事業を更に充実させるとともに、十分な財源措置を引き続き国に要望してまいりたいというように考えております。

「介護の日」の普及啓発につきましても、県では「介護の日」及び福祉人材確保重点実施期間を設けまして、福祉の職場説明会、施設見学会など、重点的な取り組みを行う他、市町村さんの協力を得ながら介護マークの普及啓発のため、ポスター掲示などを行っているところでございますし、福祉介護団体が実施しております「介護の日」県民の集いに対し、開催経費の助成をさせていただいております。

この他、中高生を対象にした出前講座など、介護の普及啓発に取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいということでございます。

それから、県立高校などの介護福祉士資格取得の学科の再建についてでございますが、先ほど松本市さんのお話にございましたように、かつては上田千曲高校さんですか、介護福祉士の国家試験受験資格を取得できる県立高校がございましたが、現在、法改正によりまして、なかなかその職員の配置など設置要件が厳しくなって、厳しい状況になっているということを承知しております。

先ほど副市長さんのお話にありましたように、私立高校2校で、現在、その資格を取れるという状況でございますが、県立高校につきましては、全体の職業教育に関わることでございますので、これも検討が始まります第2期高等学校再編計画を策定する中で、関係者の皆様のご意見を伺いながら検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

ないようですので、原案のとおり採択ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。それでは、原案のとおり市長会総会の議題に提出することといたしたいと思っております。

## 議題7 介護保険制度次期改正に係る市町村意見の反映と国庫負担の引き上

## げについて

(黒田座長)

次に、飯山市提出の「介護保険制度次期改正に係る市町村意見の反映と国庫負担の引き上げについて」、これを議題といたします。事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題7についてご説明いたします。

本議題は、飯山市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において介護保険制度見直しに関する意見が纏められ、次期通常国会に法律の改正案が提出される運びになっている。

特に、予防給付の一部（訪問介護と通所介護）を市町村地域支援事業に移行する改正が提言されているが、介護の現場と直接関わる市町村の意見を十分に反映するとともに、市町村の負担が過重とならないよう、国庫負担割合の引き上げを要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました飯山市から何か補足説明がありましたら、どうぞお願いします。

(月岡飯山市副市長)

はい。本改正につきましては、介護保険制度内のサービス提供で、財源構成も変わらないというようになっておるわけでございますけれども、対象者の把握方法や対象範囲の決定、さらには、ボランティア等の育成、事業者との調整等々、膨大なマンパワーの負担がかかるのではないかとというように想定をされているところでございます。

そしてまた、平成27年から始まる第6期の介護保険計画の策定が26年度に行われるということでございますので、市町村ではサービス提供の内容と費用を明確にすることになるわけでございます。

このため、多様なサービスの提供が期待される反面、市町村間の格差、また、不公平感、利用者の不安をはじめ、多くの困難な予想をされるところでございます。このため、市町村の意見を十分に反映するとともに、国庫補助負担金の割合を引き上げてほしいというようにお願いしておるところでございます。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

では、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。飯山市さんからのご提案でございます。

介護保険制度の次期改正につきましては、お話にあったように、平成25年8月の社会保障制度改革国民会議報告書を受けまして介護保険部会で検討が行われまして、12月に部会の見直し意見として取りまとめがされたところでございます。本年の通常国会において、介護保険法の改正の具申が行われる予定だということに承知をしております。

お話にありましたように、予防給付の見直しに当たりましては、掃除や調理、生活支援サービスなどの提供基盤に市町村間で、現在、差があるため、見直しのサービスの提供内容について地域格差が生じるおそれがある、それからサービスを提供する人材や体制の確保、契約、支払い事務など、市町村において新たな事務負担や財政負担が生じる可能性があるということも認識をしております。

県といたしましては、昨年12月、厚生労働省に対しまして、地方の意見を踏まえた制度設計を行い、十分な準備期間や経過措置を設けるとともに、安定的な財源措置を講じること、それから介護保険制度が将来にわたり安定したものとなるよう、更なる国費負担の拡充など、必要な制度改正を図ることを要望しているところでございまして、今後も必要に応じまして引き続き要望してまいります。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの発言も含めてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

質問がないようでありますので、原案のとおり採択ということでご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。ご異議がないようですので、本件は原案のとおり市長会総会議題に提出するということにさせていただきます。

## **議題8 保育対策等促進事業費補助金（病児・病後児保育事業）について**

(黒田座長)

次に、佐久市提案の「保育対策等促進事業費補助金について」を議題といたします。事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題8についてご説明いたします。

本議題は、佐久市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は補助対象とならないが、利用児童が10人未満であっても、基本分は交付されるよう制度の改正を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました佐久市から補足説明がありましたお願いします。

(小池佐久市副市長)

この事業は、児童が病気の際に自宅での保育が困難、あるいは集団保育が難しいという一時的に児童をお預かりするというようなものでございます。提案理由に書いてあるとおり、補助金の交付額といいますものは、基本分と加算分というものがあるわけでありましてけれども、10人に満たない場合には補助対象とならないというような制度のものでございます。

従いまして、なかなか病気は予測できるものでもございませぬし、利用者の有無にかかわらず、職員配置や、それと利用可能な状態でなければいけないということで、やはり延べ利用児童数が10人未満であっても交付していただけるような制度改正というものを要望するものであります。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。佐久市さんのご提案でございます。病児・病後児保育に対する保護者のニーズも徐々に増えているということから、県としても、安心して子育てをする上で必要な保育事業と考え、「しあわせ信州創造プラン」においても指標の一つに位置付けさせていただいているところでございます。

補助要件の改善、それから基準額の引き上げなどにつきましては、昨年7月に関東甲信ブロック民生主管部長会議を通じまして、また、8月には10県、うちの阿部知事も入っておりますが、知事による「子育て同盟」を通じまして、国に対して補助要件の改善、基準額の引き上げについて要望させていただいているところでございます。今後とも、より取り組みやすい制度となるように、市

町村の皆様の意見を聞きながら国に要望してまいりたいというように考えております。

なお、1点、ニーズのあまり多くない市町村におかれましても、病児・病後児保育事業に取り組んでいただけるよう、必要なときだけ病児・病後児の預かりを行ったりする県単の補助といたしまして、ご承知だと思っておりますが、病児・病後児保育個別・広域対応支援事業を今年度より実施させていただいておりますので、地域の実情に応じた活用を検討していただければ有り難いということでございます。

私の方から、以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はありますか。

よろしいですか。

ご質問もないようでありますので、本件は原案のとおり採択するということにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい。それでは、ご異議もないようですので、本件は原案のとおり市長会総会に議題として提出するということにいたしたいと思っております。

## **議題 10 過疎地域における産業振興に係る県税優遇制度の延長について**

(黒田座長)

それでは、議題 10、飯山市から提案の「過疎地域における産業振興に係る県税優遇制度の延長について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 10 についてご説明いたします。

本議題は、飯山市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

長野県が実施している産業振興に係る各種優遇制度のうち、過疎地域における製造業、情報通信技術利用事業者、旅館業者に対する各種県税の優遇措置に関し、今後予定される北陸新幹線延伸に伴う、県内の経済活動の進展をさらに支えるため、これらの措置の対象期間延長を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

提案された飯山市から補足説明がありましたらお願いします。

(月岡飯山市副市長)

はい。では、若干、説明をさせていただきます。

来春予定される北陸新幹線の金沢延長、そしてまた、特にこれによりまして関西・北陸方面が近くなるわけございまして、ヒト・モノの交流の機会を捉えた経済活動を円滑に進めるために本制度が不可欠と考えられるため、平成 27 年 3 月で適用期限となっていることから制度の延長を要望するものでございます。

以上です。

(黒田座長)

はい。それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。過疎地域における県税優遇制度の延長についてのご要望でございます。

本県では、過疎対策に関する条例を設置いたしました昭和 45 年から県税条例に係る課税優遇措置を実施しておりまして、過疎地域自立促進特別措置法及び総務省令による減収補填措置の期間延長に併せまして対象期間の延長措置を行ってきているところでございます。

平成 25 年末に総務省令が定める期間が 2 年間延長されることに伴いまして、県税条例による課税優遇の期間をお話のあったように平成 27 年度末まで延長させていただいているところでございます。

国による減収補填措置の継続につきましては、昨年、全国過疎地域自立促進連盟と共に 6 月、それから 11 月に国にご要望をさせていただいているところでございます。

県といたしましても、県税条例によります課税優遇措置については、過疎地域における設備投資の促進による地域活性化という観点からも大変重要であると考えておりますので、27 年度以降も減収補填措置が継続されるよう、今後も引き続き国に要望を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明も含めてご質問、ご意見はありますでしょうか。

なければ質疑を終了しまして、原案のとおり採択ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい、ご異議がないようですので、本案は原案のとおり市長会総会の議題として提出させていただきます。

### **議題 11 公共性が高い民間施設におけるペレットボイラー・木質内装化の推進について**

(黒田座長)

次に、議題 11 ですが、伊那市提案の「公共性が高い民間施設におけるペレットボイラー・木質内装化の推進について」、これを議題といたします。事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 11 についてご説明いたします。

本議題は、伊那市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

県産材及び木質バイオマスエネルギーの普及促進のため、公共施設に加え、介護施設等民間施設へ木質内装化とあわせたペレットボイラーの導入推進を図ることができるよう、必要となる予算確保等について国への働きかけをお願いします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案されました伊那市から補足説明がありましたらお願いします。

(酒井伊那市副市長)

はい。伊那市におきましては、現在、公共施設にペレットストーブ、ペレットボイラー等を入れているわけでありませけれども、特にペレットボイラーにつきましては、福祉等の施設におきましては、年間を通じて、また、24 時間使用できるというようなことで、最近、灯油等が大変高騰する中におきましては、ペレットの単価というものは、それに比べるとそれほど高いものではないということも言えるわけでありまして、ペレットを使用することによりまして森林整備にも寄与するというようなことがありますので、広く普及を図っていくためにも、やはりこのような財政支援が必要であるということで提案をするものであります。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。伊那市さんのご提案でございます。ペレットボイラーの導入、それから展示効果やシンボル性の高い施設の木質化については、現在、国の森林整備加速化・林業再生基金を活用いたしまして、森のエネルギー総合推進事業、木造公共施設整備事業により支援をさせていただいているところでございます。

ご要望にあります民間施設、特に老人ホームや保育所など、広く国民に利用されて文化・福祉の向上に資する公共性の高いと認められる社会福祉施設については、木造化・木質化の支援、ペレットボイラーの導入の支援対象となるところでございます。

ただ、それをもう少し、より広い施策になるよう、あるいは県産材及び木質バイオマスイエネルギーの一層の普及が図れるよう、国としても必要となる予算の確保、そのような施設の拡充などにつきまして、昨年5月、それから7月と国に要望を行っておりますけれども、今後も国に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご発言を含めてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

(佐藤飯田市副市長)

はい。趣旨については全く賛成なのですけれども、この木質内装化と併せてペレットボイラーを導入するものを推進するということなのか、12番との関係で言えば、ペレットストーブを民間施設も含めてもっと入れるという意味で、既に木質化は自分の施設はやっているのだけれども、それにペレットボイラーを更に入れてやろうというような事業者も含めて、ペレットボイラー、ペレットストーブのようなものの利用を更に民間施設にも普及していこうという趣旨で行くか、木質化とペレットボイラーをセットでやる場合は助成しますということは、木の利用を全体として進めるという意味では、そのようなやり方もあるかと思いますが、その要望をどちらに重点化していくかというような感じで、ペレットを全体としてもっと使いましょうということであれば、12番と併せてボイラー、ストーブをもっと民間にも普及していこうという趣旨で整理していくということだと思いますし、木質内装化とセットでやるという新しい発想のものを福祉施設などにやっていきたいと思います。ということであれば、それはそれで一つの趣旨のはっきりした意見だと思いますが、その辺りの調整といいますか、どのように整理していこうかということかだと思います。

(黒田座長)

はい。では、酒井さん、お願いします。

(酒井伊那市副市長)

偶然、今、このような事例がありまして、計画を進めていけばいいということと言っているわけでありましてけれども、実際には、どちらかといいますとペレットの推進ということに比重を置いているわけでありまして、ペレット等と内装化がセットでなければならないという趣旨ではなく、それぞれできればいいということ、なおかつペレットボイラーの推進ができればより良いという意味でのことでもありますので、この面についてはこだわるものではございません。

(黒田座長)

場合によっては表現を少し変えさせていただくかもしれません。そのようなセットのものではないという趣旨ですね。

他にご質問、ご意見はありますでしょうか。

なければ、事務局にまた少し調整してもらって、セットではないという趣旨でいいですね。では、それで一部修正して採択することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

(市川事務局長)

12番と一緒にできないかと両市提案したところ、要望の趣旨が異なるということから一緒にできなかった経過がありますが、もし一緒にできるのであれば、今の趣旨でいかがかと、そう思っています。

(黒田座長)

はい、分かりました。では、一応、これはこれとして、12番と関係がありますので、12番を先にではやらせていただいて、11番は、とりあえず一部修正して採択という方向でよろしゅうございますね。

はい。よければ、そのようにさせていただきます。

## **議題 12 森のエネルギー推進事業補助金の拡充について**

(黒田座長)

では次に、12番の塩尻市提案の「森のエネルギー推進事業補助金の拡充について」、これを議題といたします。事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題 12 についてご説明いたします。

本議題は、塩尻市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

本市では県とともに、林業再生に向けて産学官連携による、「信州F・POWERプロジェクト」を推進している。

森林資源を無駄なく活用し、林業を産業として再生させる新たな取り組みであり、大きな期待が寄せられている。

また、県では県産材供給体制整備事業補助金交付要綱の森のエネルギー推進事業補助金として、県産材の利用促進などを目的に、一般家庭を主としたペレットストーブ等の導入に対する補助制度があるが、木質バイオマス利用の更なる促進のため、この事業に係る補助限度額の増額及び薪ストーブへの補助などの拡充を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました塩尻市から補足説明がありましたらお願いします。

(米窪塩尻市副市長)

はい。塩尻市でございます。よろしく申し上げます。

今、提案趣旨をお読みいただいたとおりでございます。県と私どもと申しますか、県が主体となって森林の再生度を促進するためにこのプロジェクトを進めているところでございまして、要は森林に再投資を促進させるために需要部分を喚起していかなければならないだろうということで、先ほどの伊那市さんからのご提案にございましたとおり、いわゆる森林資源のカスケード利用、複合用途型利用ということが必要でございまして、製材をして製品として出していくだけではなくて、エネルギー利用を図っていく。

特に、ペレットあるいは薪ストーブ等々の民需を促進することによってその供給を支えるという体制が必要であろうというように思っております。そのためのインセンティブとして、現行ございますような補助金の拡充をお願いするものでございます。

なお、薪につきましても、非常に薪ストーブの需要が、今、民間を中心に伸びているということでございまして、薪を配送して歩くような新たなサービスが始まっているということでございますから、ぜひご検討をお願いしたいということでございます。

(黒田座長)

はい。それでは、県から申し上げます。

(池田市町村課長)

はい。塩尻市さんにおかれましては、お話にございましたように信州F・POWERプロジェクトにつきまして県と一緒に施設立地市町村の立場として積極的にご推進をいただいております。この場を借りて感謝を申し上げるところでございます。

ペレットストーブの導入につきましては、間伐材によります身近な木質バイオマスの利用を推進するために、国の助成制度を活用した「森のエネルギー推進事業」により支援を行っているところでございまして、ご要望にありました補助限度額の増額につきましては、担当者会議などあらゆる機会をを通じまして国へ要望してまいりたいというように考えております。

なお、支援対象となりますストーブの種類は拡充でございまして、この制度におきまして、ペレットにつきましては間伐材を活用した製品であるということでございまして対象になっておりますが、薪については、特に長野県などの場合、果樹のせん定枝や河川の支障木などを活用できるということで、現在、ペレットストーブのみが支援対象となっているということでございます。

ただ、薪ストーブにつきましても、木質バイオマス利用の推進という観点から、本年度から木材利用ポイント制度、これは1製品当たり上限10万円相当のポイントを付与するという対象に薪ストーブの購入も新たに追加をされております。この制度を積極的にご活用いただくとともに、今後、国における活用状況・検討状況なども見ながら検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。ただいまのご発言も含めまして、ご意見、ご質問がありましたら願いいいたします。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。では、中澤さんの方からお願いします。

(中澤須坂市副市長)

これは、先ほどの11番とやはりどうしても関係が出てしまいますね。例えば、11番ともし分けて上げるのであれば、ペレットストーブを民間の施設にも補助対象にしてもらいたい、これが11番のところでは木質化とペレットの導入推進ということがそうなりますし、こちらはペレットストーブ、薪ストーブを一般家庭等については補助率を引き上げてもらいたいということですから、ペレット・薪ストーブについては一つの形にしていくのがいいのかどうか、この辺りを検討してもらえればいいと思います。

11番は、また戻って恐縮ですけれども、先ほどの木質化とペレットストーブということは、森林整備加速化・林業再生事業のことをもしおっしゃっている

のであれば、その森林整備加速化・林業再生事業を民間の介護施設等まで対象を増やしてもらいたいと、このようなことであれば、また11番で上がってくるのですけれども、11番では、この制度が実際にはあるのですけれども公共施設しか認められていないと。これを民間施設まで拡大をしないと、このようなことであるのかどうか、これを少し整理してもらって、特に先ほどのペレットストーブについて分けるのであれば、やはりこの12番と併せてペレットストーブも、そのようなことがいいのではないかと思います。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

佐藤さん。

(佐藤飯田市副市長)

今、塩尻市さんの補足説明の中に薪あるいはペレットの配送の話がありましたけれども、飯田市でも、やはり、使いたいけれどもペレットを実際に作っている物を取りにいかねばいけないというような問題がどうしてもあるので、要望事項の中にそのような配送についての助成、そのような供給の方についても、ぜひ促進を図るような制度あるいは助成を入れてほしいというようなものも付け加えて出したらいかがかなと思います。

(黒田座長)

はい、塩尻市さん、どうぞ。

(米窪塩尻市副市長)

11番の伊那市さんのご提案は、私どもも全く賛成でございます。要は、森林資源をペレットなり薪なり、そのようなことでいわゆる多角的に利用していく、その需要を伸ばしていくということが非常に大事でございますので、大型のペレットボイラーと各家庭に入るペレットストーブというものを両立できるような需要の伸ばし方にぜひ支援をお願いしたい。

それから、今、飯田市さんからございましたように、非常にお年寄りの家庭が増えてきまして、薪ストーブを入れたのだけれども、なかなか自分では薪の調達ができないというような事例も出てきておりますので、それも併せてご検討いただければ大変有り難いというように考えております。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

今の要請の拡大、配送という具体的なものも出ましたけれども、それを県の方で国にも伝えていただくということで、ただいまはいろいろありましたけれども、11番と12番は、事務局の方で一緒にならないかということで汗をかいたようなのですが、今回は、11番の方でそのような趣旨だということであるならば、木質バイオマスの活用あるいは県産材の振興ということになりますと、

大きな傘になれば一つになるのかなど。これは、あくまでも趣旨というか手法の違いということに整理させていただいて、事務局の方でまた少し調整していただくということで、必要な修文も含めてお願いしたいと思います。

それで、趣旨はこれで、11番・12番は、一応、修正の上、採択ということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい。それではご異議がないようですので、本件を一部修正あるいは統合して市長会総会に議題として提出することといたします。

ちょうどお昼になりました。午前中に予定されていた議案は、これで終わりいたします。

それでは、ここで昼食休憩といたしたいと思いますが、会議の再開は、午後1時ということでお願いしたいと思います。

(休憩)

#### **議題4 長野県福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について**

(黒田座長)

それでは、お集まりですので、再開をいたします。

議題4番、長野市提案の「長野県福祉医療費給付事業補助金の補助対象範囲の拡大について」、これを議題といたします。事務局からお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題4について説明いたします。

本議題は、長野市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

福祉医療費の県補助対象範囲のうち、乳幼児等の拡大を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

さっぱりしています。提案の長野市から補足説明をお願いします。

(柳沢長野市企画政策部長)

それでは、私の方から提案理由をご説明させていただきますが、福祉医療費のうち、乳幼児等に対する給付の関係でございます。現在、県におきましては、対象年齢が、入院は小学校3年生まで、通院は就学前までということでございます。この福祉医療は、本来、福祉の増進ということではありますが、現況の中では、やはり各市町村におきまして子育て支援という観点で位置付けられま

して、非常に重要な事業であるというように考えているわけでございます。子育て世代等からの要望が非常に強い中で、本市、長野市においても順次、その対象年齢の拡大を図ってきておりまして、現在、入院・通院とも小学校6年生までということでございます。

ただ、県下の状況を見ますと、他市、それから町村におきましては中学生までというのが大方の状況でございます、この部分で県の方とかい離をしているような状況がございます。

それで、このような市町村の実態からも、やはり県政における子育て支援という非常に重要な柱でございますので、ぜひとも今、拡大については、それぞれの町村、市におきましては単独事業ということで非常に財政負担が大きいということの中で、厳しい財政状況であるかとは思いますが、ぜひその辺りのことをご理解いただきまして、財政支援の方をお願いしたいと、このような要望でございます。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からありましたらよろしく申し上げます。

(加藤健康福祉政策課医療福祉係長)

いつもお世話になっております。健康福祉政策課の医療福祉係長をしております加藤と申します。よろしくお願ひいたします。説明の方は、座って失礼いたします。

福祉医療の関係ということで頂戴しましたのでご回答の方を申し上げたいのですが、少子高齢化と人口減少への対応は、喫緊の課題と考えており、また、社会保障の持続可能性というような観点からも、子ども・子育て支援は、真摯に取り組むべき政策分野というように考えております。

県といたしましても「しあわせ信州創造プラン」におきまして、活動人口増加プロジェクトを掲げまして子育てを支える環境づくりを柱の一つとして政策を展開してまいっております。

また、昨年8月に取りまとめられました国の社会保障制度改革国民会議の報告書におきましても、全世代型社会保障への転換でしたり、子育て支援は全ての世代に夢や希望を与える日本社会の未来への投資と、そのような考え方が示されたということもございます。

福祉医療につきましては、これまで子どもや障がい者などの福祉向上を主な目的として事業を行ってきておるところではございますが、子どもの医療費助成ということで考えてみますと、子育てを支えるという視点から制度を見ていくことが必要ということは認識しております。

しかし、福祉医療の在り方を検討するに当たってなのですが、今回の社会保障制度改革の中で福祉医療に大きく影響を与えるだろうというもので、高齢者の自己負担割合の変更でしたり、高齢者医療制度の見直し、そのような医療保険制度改革の施行後の状況でしたり、難病対策を、今、議論されているというところもございますので、そのようなまたその議論の行方を見極めた上で検討していく必要があるというように考えております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの発言を含めてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

今のお話は、要望要旨は乳幼児ということなのですが、難病あるいは高齢者の医療費の制度の行方を見て考える、このような趣旨ですね。

(加藤健康福祉政策課医療福祉係長)

そうですね。今、福祉医療は、子どもということでやっておるのですが、障がい者という部分もありまして、難病患者を障がい者に加えるという障害者総合支援法の改正という点等もございますので、費用的には一緒に福祉医療として実施しているという関係もございますので、財政面も踏まえて検討するに当たってそのような施行状況を見たいというように考えております。

(黒田座長)

はい。何かご質問、ご意見はありますか。

よろしいですか。

特にご質問がなければ質疑を終えまして、本件につきましては原案のとおり採択ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

ご意見がないようでありますので、本件は原案のとおり市長会総会の議題として提出することといたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

## **議題9 県立自然公園内における登山道等の維持管理について**

(黒田座長)

それでは次に、少し飛びますが、議題の9番になりますが、駒ヶ根市提案の「県立自然公園内における登山道等の維持管理について」、これを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題9についてご説明いたします。

本議題は、駒ヶ根市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

当市の主要な観光資源である「中央アルプス」は、駒ヶ岳ロープウェイ、千畳敷カール等を中心に年間約25万人の観光客が訪れている。また近年では登山ブームにより、幅広い客層の方々が訪れ登山者も増加しているところであるが、一方で遭難事故なども多発している状況にある。

このような状況の中、登山道の改修や案内看板等の整備が急務な課題となっているが、県として「山の日」を制定するなど山岳観光に重点をおきつつあり、また当地域は県立自然公園でもあることから山岳環境や維持管理に関わる検討も始まっている。

以上を踏まえ、県としての関わりの強化を求めるものである。

以上でございます。

(黒田座長)

それでは、提案市の駒ヶ根市から補足説明がありましたらお願いします。

(堀内駒ヶ根市副市長)

はい。その後の「提案理由」「現況及び課題等」にも書いてあるとおりでございますけれども、いわゆる稜線などは自治体がちょうど交わるような場所もありまして、そのような所のいわゆる縦走路の管理は、どの市町村に属するかということも明確にならないという問題もあります。

また、さらには、通常の登山道についても整備がままならないというようなことの中で、今、この中にもありますけれども、今年からワーキンググループを作っていただき、また、登山道についても補助事業を作っていただいたということで、最近の県の姿勢に関しては感謝申し上げているところでございますけれども、更に一層の関わりを持っていただく中で、県が基本的にはやはりリーダーシップをぜひ取っていただきたいという趣旨でございます。よろしくをお願いします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(市村自然保護課長)

どうもお世話になります。環境部の自然保護課長の市村敏文でございます。よろしくお願いいいたします。皆様方におかれましては、日頃から環境行政にご尽力賜っていることに対しまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

ただいま駒ヶ根市さんから県立自然公園における登山道等の維持管理につい

てのご要望がございました。

まず、登山道の管理の現状でございますけれども、平成17年度に自然公園計画から机上で拾い出しました結果によりますと、県内の自然公園内に1,000kmを超える登山道がございます。そのうち県立自然公園では、220kmに及ぶ登山道がございました。

この登山道の課題・問題点といたしましては、その多くが自然発生的に出来てきたことから管理者が不明確でございますして、登山道の整備は、市町村の皆様方、それから山小屋関係者の皆様方のボランティア的な活動によりまして維持されております。

これらの状況を踏まえまして、県では、今年度、登山道の現況、利用状況、それから荒廃状況等を調査しているところでございます。

また、今、副市長さんからお話ございましたけれども、昨年春の市長会の皆様方からの要望を踏まえまして、関係する市町村担当で構成するワーキンググループを設置いたしました。このワーキンググループにおきまして、登山道にかかる課題の整理を進めているところでございます。

これらの調査結果、またワーキングでの議論を踏まえまして、来年度には、国・市町村、山小屋の皆様と山岳関係者の参加をいただきまして、山岳環境連絡会、まだ仮称ではございますけれども、これを設置しまして、県下の山岳環境保全と適正利用の在り方について検討を進めることをしております。

この検討を踏まえまして、山域の状況に応じた対策を推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

これについては、事務局からご発言がありますので、よろしく申し上げます。

(市川事務局長)

この件につきましては、昨年この会議におきまして、同じく駒ヶ根市さんから「国有林、国定公園、県立公園内の登山道整備の補助制度の拡充について」という議案の提出がありまして、審議の結果、市長会に送付され、市長会におきましても原案どおり採択されました。

それを受けまして5月には、市長会を代表して正副会長から知事に要望したところでございます。

要望の席上、知事から、県と市町村関係者から成るワーキンググループを立ち上げて、どうあるべきか検討してはどうかという提案があったところで、それを正副会長も歓迎するという意を表した経過があります。

これを受けまして、昨年の7月に駒ヶ根市さんも参画されております山岳環

境ワーキンググループが設置されて、これまで2回の検討がされ、さらには、新年度に、今、設置が予定されている国、山小屋関係者等を加えました山岳環境連絡会の準備会、このようなものも開催されて、登山道はもとより山岳地域のトイレ等も含めた今後の整備の進め方、適正利用の在り方などについて検討が進められる予定となっております。

そのような時期に、改めて県立自然公園に絞った登山道の整備について、県に対し関わりの強化を要望するという事は、共に検討を進めている最中でもありますので、事務局としては、提案の趣旨はよく理解できますけれども、タイミングとしていかなものかと、このように考える次第でございますので、ご参考までにご協議の前に申し上げました。

以上です。

(黒田座長)

はい。事務局から、今、県の方でも、市川局長の方からもお話があったとおり、昨年の市長会を受けて前向きに動き出している、そのような時期にいかにかという話がありましたけれども、それも含めまして、この件につきまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。坪田さん、お待たせいたしました。

(坪田松本市副市長)

前の知事さんと大きく変わっているところは、山岳観光県としての観光振興をやっているのだということがよく出てきます。ここでは、自然保護課の市村課長さんに回答いただいたのですが、松本地域でも市村課長さんをお招きして、山岳環境の問題、登山道を含めてどうあるべきかというような懇談を地域別でやっていただいておりますが、「山の日」の制定は林務部、山岳、国定公園ないしは県の自然公園については自然保護課、山岳観光はどこが担うかということなのですか、私などは、観光課だと思いますので、ぜひ観光という切り口から登山道の整備というものを考えなければ、現在の仕組みという方から言うと、どうしても前にも出てもらえないかなというように思いますので、ワーキンググループに委ねるのもいいのですが、財政からも意欲的にするには、山岳観光振興のためにどう安心・安全のツアーをしていただくかと、その結果という議論をしなければ、いわゆる従来型の自然発生的に出来た道路の維持管理というところにとどまるのであれば、あまり期待するものは出来ないと思います。

加えて、扱いはそれでいいのですが、山岳観光県としての様々な受け入れの整備というところで道路整備についても一層踏み込んでやっていただくというようなことを要望しておきたいと思います。

(黒田座長)

今回の要望は要望でいいですね。

はい。他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

伊那市の酒井さん、どうですか。

(酒井伊那市副市長)

今、議論されているとおりでよろしいかと思えますけれども、伊那市におきましては、飯田市もそうなのですけれども、南アルプスという国立公園、今年50周年を迎えますけれども、ここにも登山道がありまして、やはり登山道整備ということをしっかりしていかなければ、いわゆる登山者の安全の問題でしたり自然保護等の問題もありますので、これは、やはり関係のところをしっかり手を組んで、ある程度、お金をかけてやっていくという方法でなければ、今のところ管理責任の所在あるいは事故が起きた場合の問題等がはっきりしないというところがありますので、十分にワーキンググループにおきまして議論を前向きに進めていただきたいというように思います。

以上です。

(黒田座長)

この要望は、この要望でよろしいですね。

山と言えば、これは聞かなければ怒られてしまいますけれども、大町の相澤さん、いかがですか。

(相澤大町市副市長)

今回の議題は、県立公園内ということがあるわけですが、昨年の総会で採択していただいたものは、もっと大きな国立公園を含めた長野県全体の登山道の整備についてということですので、そのような観点の中で、この県立公園の中は、特に県として関与を深めていっていただくような議論をしていただければいいかなというように思っております。

「山の日」制定という観点では、林務部というお話もありましたが、特に大町市、それから安曇野市、松本市は、観光的な要素を非常に重く捉えております。多分、そうだと思います。ですから、山岳観光という視点も、ぜひ重く見ていただければ有り難いと思っております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、他にご意見、ご質問はありませんね。なければ、本件につきましては、原案どおり採択するということでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい。ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり市長会総会議題に

提出するということにさせていただきます。

### **議題 17 広域連携による松くい虫被害対策について**

(黒田座長)

それでは次に、少しまた飛びまして、議題の 17 へ参ります。

議題 17、安曇野市提案の「広域連携による松くい虫被害対策について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 17 についてご説明をいたします。

本議題は、安曇野市からの提案で、新たな施策の要望を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

被害木の駆除を行い防除を進めているが、被害の全量駆除が出来ないため、市内全域に拡大している。国・県及び被害隣接市町村が一丸となり、より効果的な防除方法や技術開発等を検討・推進できる広域的な体制づくりを要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました安曇野市から補足説明がありましたら、よろしくをお願いします。

(宮田安曇野市総務部長)

はい、安曇野市です。よろしくをお願いします。

この広域連携による対策要望でありますけれども、まず、この松くい虫というものでございますが、マツノマダラカミキリというカミキリムシが赤松を侵食しているということで、以前は標高が 800m ぐらい以上へは及んでいなかったという状況でございます。

でありますけれども、最近では、標高が 1,000m というような所まで被害が及んでおります。この被害につきましては、人家や神社、墓地などにありますアカマツ、このようなものにまで及んでおります。

この対策としましては、樹幹注入というような形のものの処理もあるわけなのですが、1本 2,500 円、直径 40cm ぐらいのアカマツになりますと、6本ぐらいは要るのかなというような形の中で、単純計算しますと 1万 5,000 円ぐらいというような費用を要しているわけでございます。

山林のみならず、市外の平地というような形になっていまして、この対策につきまして、有人ヘリ、これを飛ばして昔でいう空中防除のような形ができればいいのですけれども、これにつきましては、なかなか自然保護団体等の関係がありまして、現実的には不可能。人家から 200m 離れなければ、そのような

ものの対策ができないというような形であります。

そしてまた、このマダラカミキリというものは、大きければいいのですが、小さい昆虫ですので、なかなか1自治体で駆除していても山は続いております。隣の市町村の方へ飛来していけば、またそこで被害が発生するというような形の中で、終いには、その地域のアカマツ全てが枯れてしまうということでございます。

また、このアカマツについての山林であります。伐採を行いますと、急傾斜地につきましては、雪崩や土砂崩れというような形も非常に懸念をされております。

当市におきまして、24年度は、約6,600万円ほどかけまして駆除を行ったわけなのですが、まだまだ全てに及んでいないというような中で、やはり一つの昆虫に対する被害を防除するためには、公益的な連携を図ってやっていかなければ被害が拡大していつてしまうということです。県にも努力をされてご協力いただいているのですが、やはりリーダーシップを取っていただく中で、広域的な被害防除策、このようなものとともに財源確保というような形についても推進をしていただきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

(黒田座長)

はい。それでは、県からよろしくお願ひします。

(前島森林づくり推進課長)

それでは、林務部森林づくり推進課長でございます前島啓伸と申します。よろしくお願ひします。私の方から回答させていただきますので、座って失礼します。

広域連携によります松くい虫の被害対策ということでご提案いただいております。

最初に、松くい虫被害の現状のふかんとさせていただきます。

県内の松くい虫被害、これは、平成20年度以降、約6万立方メートル前後の被害量で推移しておりますが、平成24年度、高温小雨の気象状況が影響して、過去最高の被害状況となりました。

また、今年度でございますが、9月末までを見ますと、対前年同期比で134%で、非常に増えております。ということで、来年度に向けて予断を許さない状況になっております。

それに対しまして、県は、安曇野市をはじめとする松本管内、ここは被害先端地域と位置付けてございます。県内に被害先端地域が5地区ございますが、ここは国庫補助を導入する地域ということで国にお願ひをさせていただきます。このような地区を中心に重点的な対策を進めております。

また、松くい虫被害防除は、ただいまご指摘がございましたとおり、広域的

な連携、これが大変重要でございます。そのような意味で、現在、各広域も松くい虫防除対策協議会、このようなものを組織いたしまして、国、県、管内市町村さん、また林業関係者や森林組合さんにおいでいただいております、連携・調整を進めてございます。

また、特に松本平におきましては非常に被害が拡大しつつあるということで、松本・北安曇隣接調整会議、これを開催いたしまして、業務の境を越えた連絡調整、これを図っておるところでございます。

また、松くい虫防除強調月間、これは5月1日から31日ですが、ここを特に設定をいたしまして、住民へのアピールはもちろん、ここへ伐倒等を行う駆除を集中させていく。

それから、空中散布のお話もございました。これも、やはりやる場合には、時間の調整、地域の調整、それから広域の調整が必要となります。これは、地方事務所に森林保護専門員を配置してございますから、この保護専門員を中心に、対策協議会の中で調整をさせていただいて進めているという状況でございます。

また、被害木、それからまた倒木をどうするかという問題がありまして、特に、現在、松本地域では、未利用アカマツ資源の利活用推進プロジェクトということで、地方事務所が中心になりまして、具体的にアカマツ材をどう使うか、現在、塩尻でF・POWERプロジェクトでアカマツ広葉樹を主に利用する大規模な製材、それからバイオマス発電施設検討を進めてございます。これに供給をするというように見ての体制づくりを進めております。

今後どうするかというところでございます。ご提言のとおり、県としても、県、被害市町村など関係者が連携して対策に取り組んでいく、これは極めて重要なことと考えておりまして、各地域の防除対策協議会、それから松本・北安曇隣接地域調整会議、このような会議を通じて、連携・調整を更に進めていかなければならないと思っております。

具体的には、県の森林保護専門員が中心になりまして、被害地区ごとの被害防除講習や今後の検討、このようなことを進めてまいるとともに、県内はもとより国との情報交換を進めまして、各地域での対策の優良事例や情報、これの提供・共有・助言、さらに空中散布につきましては、やはり費用対効果という点で非常に効果があります。

ただ、ただいまご指摘にもございました反対する住民団体さん等がいらっしゃいます。そのような意味で、メリットを含めた新しい情報を県としてもできるだけこれは公開をして周知・普及に努める、このようなことを進めてまいりたいというように思っております。

また、今年の状況といたしまして、地域の森林組合さん等の受け皿が非常に

役割を担っていただいております。実は、県ですと県営・民営で森林整備を実施しておりますが、公共工事を含めまして今年度入札価格にも応札がないという状況が、この秋以降に増えてございます。これは、昨年の補正予算で工事を中心予算が随分増えているということで、今まで森林整備に関しても、建設業者さんに担っていただいたりしたときがありますが、大分、土木の方に復帰しているということがありまして、もう森林整備につきましても非常に今、土木というものはタイトなのですけれども、来年に向けまして、発注機関である県の工事より国、それから森林総合研究所も含めまして、来年度の公的機関の発注、それから補助、森林整備に関わる発注状況を年度当初にまとめまして、森林組合さんをはじめ事業体に提供して、労務の調整を1年間、合理的に進めていただく、このような取り組みをしてまいりたいと考えております。

それから、安曇野市さん、特に松くい虫被害対策はもちろんですが、森林整備をするには、やはり地主さんの集約化が非常に大きな問題がございます。その点で、安曇野市さんでは、各地区に委員会組織を作っていただいております、非常に先駆的に事業を進めていただいております。

このように、非常に先進的な事例は、県内にできるだけ広めたいということで、各地域にこのような事例があるということ、今、宣伝して、現地視察をお願いしたりしているところでございます。

それから、樹種転換を進めなければいけないということがございまして、これをスムーズに進めるためには、やはり域内対策、域外対策を含めてアカマツの利活用、これを一応進めて広めていく必要がある。先ほど信州F. POWERプロジェクトのことを言っていましたが、26年度は、既存のチップ等、それからバイオマス発電等に持っていくと、このようなことを県としてもできるだけ広める、それに取り組んでまいりたいと考えております。

それから、来年度の対策の予算は、現在、要求状況としては112%で要求をしておるところでございますが、特に基幹となる伐倒駆除、それから樹種転換、これについては、これを100%は何としても確保したいというので、ただいま進めておるところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。前向きな内容の気がいたします。

ただいまのご発言を含めて、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

(坪田松本市副市長)

松本の実態についていかにそれが進んでいるかを少し申し上げますと、21年から24年、このわずか4年の間に本数は4.45倍、事業費は5.15倍、本数は3,231本。伐倒の本数ですね。事業費が9,600万円というような多額のお金を

かけて、今、伐倒駆除をやっていますが、今、おっしゃるように、何でもかんでも伐倒などというのではなくて、守るべき松林と今おっしゃるように樹種転換というような方法もあるので、いろいろな方法があると思うのですが、要は、今少しおっしゃっていただいたのですが、ぜひネットワークについてはやっていただけるように、市町村を越えて、地方事務所が中心になると思うのですが、これは確実に塩尻から木曾までできますので、そこを越えてネットワークを作ってください、現場の処理は、われわれがやりますので、ぜひ連携できるような仕組みを作ってやっていただいておりますが、一層ご支援をお願いしたい。

県に特にお願い申したいことは、空中防除ですが、空中防除について、われわれは、もう絶対人的被害はないというように確信をしつつありますと言っています。無人ヘリ、有人ヘリを含めて地域限定ですから問題ないと思っておりますが、今、このような時代でございますから、環境問題に与える負荷というようなことで反対運動がどうしても起こるといところで、県の林務部からメッセージとして「問題ないです」と言ってくれということはなかなか難しいですが、やはりアナウンスというようなことは大事だなと思うのですね。

信州大学の先生にも、公式のもので伝えているのですが、なかなか分かっていただけない。分かっていただければ、守るためにやるよりしようがないというような覚悟を決めていまして、実は26年度には無人ヘリを飛ばそうと思っております。それは、安曇野市さんと連携したいと思っておりますが、ひとつの覚悟を決めてやりますので、県も高い見地から、ぜひご指導いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からありますか。

(前島森林づくり推進課長)

例えば、このネットワーク、それから特に空散についてはメッセージをいただきました。確かに、いろいろな意見がございますけれども、空散については、有効性が、実際にもう各地で、全国で一目瞭然というような形で出ておるわけでございますので、とにかく安全に当然、これは配慮しなければいけないのですが、十分に注意を重ねた上で、これは効果があるということは、私ども県としても、これから更に周知を進めてまいりたいと思っております。ぜひ市町村さんとこれは力を合わせて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。他に。

はい、どうぞ。駒ヶ根市さん。

(堀内駒ヶ根市副市長)

駒ヶ根の場合は、上伊那でも、そのような協議会の中でやっております、その負担金についても、上伊那全体の中で、一部負担というようなこともやっております。

先ほどから出ている無人ヘリのことですけれども、私どもも無人ヘリをずっと飛ばしております、非常にやはり効果が大きいですね。これは、やはり地元の皆さんの理解が得られているからだろうということで、いわゆる産物といえますか、松林から採れる産物をやはり大事にしなければいけないということもありまして、そのような中でヘリに理解が得られている。非常に効果が大きいですね。

今、この課題にあります中で広域連携による松くい虫被害対策という、いわゆる広域連携ということについては、今の組織の中で基本的には、やはりできているということではないかと私は思うのですけれども、更に何をどう広域連携するのかということがあるとすれば、もう少し具体的な課題を挙げなければ、今現在、各地区ごとに全部できていますので、各市町村ともやり取り、情報の交換も努力していますので、そのままだこの議題はどうなのかなという気が少し私は気がするのですけれども。

(黒田座長)

先ほど課長さんのお話にもあったとおり、国との連携というような話もあったように、今の協議会の枠を超えた、このようなものもあるというように私はお話を伺ったのですが、そのような感じでもよろしいのですね、今後の在り方として。

(前島森林づくり推進課長)

活動は、各地区の国有林を管理する森林管理署に入っております。

あとは、情報の共有度合を更に濃密にしていく、それから適切なお支援なり連絡調整、これを更に強めていくということで、新しくメニューを増やすということよりは、今の活動を更に強化して、このような方向でのご要望と考えております、当然、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

(黒田座長)

安曇野市のものは、体制の強化も含めた体制づくりというように考えてもいいですかね。

(宮田安曇野市総務部長)

はい、体制づくりは、ほぼ出来ているということは承知をしているのですが、フットワーク、ここが非常に肝心なところになります。この連携によるフットワークがなければ、一気に虫を潰せないという形ですので、ぜひお願いしたい

と思います。

(黒田座長)

堀内さん、そのような少し広めの意味も含めたことだというようにひとつご理解いただいて進めたいと思います。

他にご意見はありますか。

はい、どうぞ。

(小池佐久市副市長)

この松くい虫の話というのは、長野県独自の問題ではなく、西日本から始まった話でありますので、長野県に入ってきただけでも既に30年以上過ぎている。当時、山口村へ入ってきたのは、昭和50年代の終わりぐらいと記憶しているのですが、高速道路の進展で県内に広がったというような認識でございます。

今の駆除、被害対策というのは、伐倒くん蒸というところで止まっている感があって、伐倒くん蒸だけで防除ができるかというのと、これは、なかなかどうも難しい話であります。従って、これだけ長い間松くい虫と向き合ってきているわけですから、これは、国においても少し力を入れていただきつつ、真の意味での防除というものについて、やはりもう少ししっかり考えていただくべきではないのかなという気はします。

樹種転換、これは、30年、50年の話では、到底、それは間に合わない話ですので、もう少し身近な話で、先ほど空中散布という話も出ましたけれども、それも含めた中で、もう少しより効果があるような防除というものを進めていったらどうかと。

提案については、これで結構でございますけれども、そのような気がします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。関連した意見ということでよろしいですね。

(小池佐久市副市長)

はい。

(黒田座長)

他にご意見はありますでしょうか。

なければ、この問題につきましては、原案のとおり採択するというところでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

ご異議がないようでありますので、本案は、原案のとおり市長会総会議題に提出することといたします。

## 議題 24 長野県の 2014 年産米生産数量配分について

(黒田座長)

それでは、また飛びますが、最後の番号になりますが、議題 24 番の伊那市提案の「長野県の 2014 年産米生産数量配分について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 24 についてご説明いたします。

本議題は、伊那市からの提案で、新規の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

長野県内の 2014 年産米の広域圏別（市町村別）生産数量目標は、厳しい内容となっており、特に県平均 3.8%をこえる生産現場においては、米政策の見直し等とあわせて、混乱を生じる可能性が高い。

減少率の大きい市町村に対し、算定ルールとの関係で、どの取り組みが弱く減少率が高かった等、政策誘導も含め生産現場への説明ができるよう、算定を行っている県において要因分析し、その結果を市町村に教示するよう配慮・検討方願いする。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました伊那市から補足説明がありましたらお願いします。

(酒井伊那市副市長)

はい。新聞報道等もございましたけれども、配分を巡りまして不公平感あるいは不満が出ないような形にさせていただかなければならないというように思っているところでございます。

そのためには、やはり来年度というか、次期になりますけれども、一定の納得できる基準等を決めまして、目標数量というものを決めていく必要があるのではないかと考えております。

毎年、地域が数量を見て一喜一憂する、あるいは不快感をあらわにする等のことがないように、やはり配慮をした配分ができるようお願いをしていきたいというものでございます。

今年の結果について、どうのこうのと言うつもりはあまりございませんので、来年度以降の対応についてお願いをしたい、このようなことでございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(北原農業技術課長)

農政部農業技術課長の北原富裕でございます。農業政策の推進に当たりましては、大変なご協力を頂戴していることに対しまして、改めてこの場をお借りして感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。

また、さらに、今回の議題であります米の生産調整につきましては、国民の主食であります米の需給と価格安定、さらには、それを生産される農業者の経営安定のために、国の方では40年以上にわたって手法を変えながら進められてきております。この間、市町村の方々におきましては、大変なご苦労の中でお取り組みをいただいていたことに対しましても、改めてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、議題の内容につきましてご説明させていただきます。

26年産米の生産数量目標の配分でございますけれども、一つには、米の消費減退、それから在庫量の大幅な増ということの中で、全国的な過剰傾向ということで、長野県におきましては、前年に比べまして7,760t少ない19万6,640t、前年比96.2%という配分がされております。3年ぶりの減少という結果でございました。

さらに、昨年10月以降、国の方では農政に関わります大幅な政策の見直し急テンポで進められまして、米政策につきましても、平成30年には米の生産数量目標を配分しなくても需給調整ができる体制に持っていくための様々な見直し・提言がされております。

そのような状況の中で、私どもは、生産者団体等とご協議をさせていただく中で、生産者団体のご理解も頂戴し、平成23年産から25年産米までの3年間の配分ルール、これを26年産についても1年延長して引き続きそのルールでさせていただくということで進めさせていただいたわけでございます。

その結果として、昨年12月16日の農業再生協議会におきまして、その配分ルールをお認めいただき、そのルールに基づいた計算式の中で地方事務所別、また、さらには市町村別の数量につきましても算定をし、ご提示をさせていただいたという経過でございます。

この算定ルールでございますけれども、具体的に申し上げますと、平成19年産当初の各市町村に配分した生産数量目標を基本としまして、その上に有機栽培でしたりブロックローテーションでしたり、担い手の農地の利用集積、このようなそれぞれの市町村での取組をインセンティブとしてかさ上げさせていただき、その合計数量を今回配分された26年産米の生産数量目標に圧縮した上で、各市町村間の大幅な増減幅がないように調整の措置を講じさせていただいた結果となっております。

分析の中では、やはり平成19年産当初の各市町村の配分数量がベースという

ことの中での計算結果として、それぞれの市町村の中ではご不満も感じられるような数字というものが結果的に出てきてしまったのではないかというように分析をさせていただいております。

私どもは、国の方で30年からは生産数量目標を配分しないという方向が出ておりますけれども、裏を返しますと、29年までは生産数量目標が配分されるわけでございますし、引き続き主食用米を取り巻く需給環境というものは、需要の減退等も含めて非常に厳しい中で、需給調整、生産調整というものは引き続き必要であろうということが基本的な考え方でございます。ご提言にもございましたように、27年から29年までの3カ年の長野県としての配分ルールにつきましては、様々な皆様方のご意見、また、生産現場、市町村、生産者団体、このような方々と早い時期から意見交換をさせていただき、できるだけ早い時期に新しい算定ルールについて私どもで生産者の皆様方のご理解を得ながらお示しをしてみたいというように考えているところでございます。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご発言も含めて、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思っております。

酒井さんのお話にもありました、今年の方は、市長会に入れても4月頃に議論してもらうので、今年の方をどうのこうの言ってもしょうがないのですが、場合によっては、提案要旨の中では、今年のもものがきっかけになっているという意味ですが、件名ですね。「2014年産」という数字は取った方がよろしいかもしれないですね。その辺りを少し含めていかがでしょうか。

よろしいですか。

特にご意見がございませんので、そのようなことで、少し件名の今年数を特定する部分を調整させていただきながら一部修正して採択ということでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい。それでは、ご異議がないようですので、本件は修正の上、市町長回総会議題に提出することとさせていただきます。

### **議題 13 高速道路の現行割引制度の存続について**

(黒田座長)

それでは、議事の順番を本来の順番に戻させていただきます。議題 13 に入ります。

上田市提案の「高速道路の現行割引制度の存続について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 13 についてご説明いたします。

本議題は、上田市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国等でございます。

提案要旨を朗読いたします。

NE X C O は高速道路料金割引について、国の緊急経済対策実施のために確保してある予算が平成 25 年度末で終了することに伴い、平成 26 年度から料金割引を縮小するとしている。

高速道路の割引制度が縮小された場合、物流や交通、観光振興、地域経済などへの影響が懸念されるため、現行料金割引制度の存続を国と NE X C O 3 社に要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、提案されました上田市から補足説明がありましたらお願いします。

(石黒上田市副市長)

はい、上田市ですが、お願いいたします。

高速道の割引制度を現行どおりというか、存続をしてほしいと、このようなことでありますが、提案要旨、提案理由については、ご覧のとおりであります。

基本的な話になるわけですが、この経過を若干説明させていただきたいのですが、40 ページに高速の割引の改定案という形で報道されている内容を少し資料として付けておきました。

この扱いと申しますか、経過であります、この表そのものが公表されたのが昨年 11 月 29 日であります。これは、高速道 3 社から会社案というような形だと思っておりますが、国交省が受けて、それを国交省が NE X C O 案を公表したと、このようなことであります。

その後の動きであります、これも私たちの調査した段階ですが、パブコメをやって NE X C O が国交省に申請をするという形を取られるだけのことのようにございますが、これは、基本的には 4 月 1 日に認可が下りるとというような日程でやっていると、このような状況であります。

私は、今回、これをわざわざ承知をしながらやっているというのは、何かこの議論が現実の話としてどこでも起きていなかったのではないかとということがありまして、取り上げる、あるいは事前に対応ができるのかどうかということを含めてお願いをしたいということで今回はお願いしてございます。

ということは、次回の市長会が4月ですので、当然、間に合わないということが起きてまいりますので、この間、いろいろな新聞報道等でもあまりこの辺りの話の要望等についての記事がなかったような気がしているのですが、全国的な動きがどうなのかをつかめない状況で大変申し訳ないのですが、その辺りのことを含めて、全国に動いているのかどうか分かりませんが、事前に4月に間に合うかどうか分かりませんが、通常の形とは別で陳情等の計画ができないものかということと併せて、もしそのようなことができないとすれば、形とすれば、そのものを含めてもう少し長期的な文章を書いてお願いしていかなければならないと思っているのですが、その辺りの状況も少し教えていただきたいのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(黒田座長)

はい。それでは、県からひとつお願ひします。

(池田市町村課長)

はい。上田市さんからのご要望でございます。

上田市さんのお話にもございましたように、国は平成25年12月20日に新たな高速道路料金に関する基本方針を示しまして、こちらの表にもあるように料金及び料金割引について、この4月からやはり実施されるという見込みになっております。

内容につきましては、例えば料金については、建設の経緯の違いなどから区間ごとの料金そのものを是正いたしまして、各区分の低い料金に合わせるという形で三つの料金へ整理して、利用者の負担軽減を図ったということもございます。

例えば、国によりまして、県内では今まで他の区間に比べて1.6倍という高かった恵那山トンネルの区料金については普通区間と同じ料金になるという事実もございます。

それから料金割引につきましては、緊急経済対策の終了を前提にしながらも、これまでの割引制度を評価した上で、通勤割引や休日割引の継続、また、大口・多頻度割引の割引率の引き上げなど、地域生活、観光振興などに配慮した面もあるということ承知しております。

いずれにしましても、県としては、知事会を通じまして料金割引の継続、これを今まで国に要請をしてきたところでございますけれども、新たな料金制度が示されておりますので、当面は、この料金制度の影響を注視するところでございますけれども、今後、知事会などとも連携をしながら、必要に応じて関係機関へ要望してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

これは、何か事務局の方で聞いていますか、全国的な動きとして、このような話は。

(市川事務局長)

聞いていないです。

(黒田座長)

市長会上げたところで、もう上がってしまっているという話になってしまうので難しい取扱いになると思いますけれども、これについて何かご意見、ご質問はありますか。

長野市。

(柳沢長野市企画政策部長)

本件についてでございますけれども、要望の趣旨については、基本的に賛同いたすわけでございますが、ただ、要望するに当たって、現実的になかなか難しい状況にあるということをお私どもも認識をしていかなければいけないというように思っております。

一つは、現行の割引制度を存続するためには、国の方でも財源手当てとして約2,200億円が必要であるということが言われておりますし、NEXCO3社の最近の報道等を見ますと、高速道路の老朽化対策、約2,100kmほどの区間でございますが、これを26年度から15年間をかけて改修をします。この費用が3兆円を超えるというような見込みでございます。全国的にも高速道路網の整備については、地方からの早期整備要望というものも引き続き強いわけでございますが、例えばご説明の中にあつたように、高速バスであつたり、物流トラックというような大口・多頻度利用の車や平日の通勤、これについては、それなりに配慮がされて影響が及ばないように対処されている。

そのような中での現実的な要望ということでは、土・日・祝日の普通車、これが激変緩和措置として26年6月までは5割引でございますが、その後は3割引というような部分、この辺りが全体の現行割引制度の存続という中で、むしろこのような部分をより強調して要望していくことがよろしいのではないかと、そのような感じがいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

他にご質問、ご意見はありますか。

はい、どうぞ。

(石黒上田市副市長)

この表の中で、今、長野市さんの方から話があつたわけですが、確かに長野

県というのは、当然のことながら各府県を見渡して、このことでの入り込みというものは非常に多いわけですし、特に新幹線が金沢まで開通するにしても、こちらの方の期待もかなりするのですけれども、やはりツアーバスなり自家用車での入り込み量がかかなり多いということを考えますと、一番やはりこの影響は、私たちも頻繁に使わせていただいているのですが、土・日の終日5割引が3割引になると、この話が一番効くのであって、この辺りのことを中心にという今の話は十分に分かりますので、私も全くこのような話がなくていいのかなということで出していたので、ぜひ、その辺りのところを中心として文章等を整理していただいて、それでやっていただければ4月でも間に合うかなという状況ですので、その辺りのところは配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

(黒田座長)

他にご意見、ご質問はありますか。

これは、大変難しいというか、手続が難しいのですね。方向性は、いろいろと財源の問題などで、新しく老朽化対策の方が先だろうという議論もあつたりして、要望は要望でということなのでしょうけれども、1回、4月までにもう意思表示する。

事務局どうですか。

(市川事務局長)

一つの方法として、考えられるということなのですが、例えば2月4日の定例会で、緊急決議というような体制が採れれば、それに基づいてまた県と一緒になつてというようなことが考えられるかなと思うのですが、果たしてそれになじむものかどうかという議論は別であります。

(黒田座長)

県の今のお答えによると、影響をよく注視してもらいたいということで、多分、アクションを起こすと、このような話ではないのですね。

それで、やはりやるのだつたら県、市町村が一緒ということも一つのやり方だと思いますので、その辺りで市長会が緊急にやるかどうか、判断が要るかどうかということは、決められるかどうかだね。

(石黒上田市副市長)

基本的に、どうでも上げろというつもりはございませんので、なかなか新聞紙上などを見ても、そのような話が出てこない。また、これを考えた後に補修という話が出ていますから、その辺りのところの動きを分かっていたわけではないので、その辺りのことは、別にどうしてもやってくれということではないが、共通の認識として、そのようなことがあつて3割引、これも一生懸命やった結果が3割引なのでしょうけれども、元々、民主党時代に1,000円でと

いう話もあったわけで、そのことも昨日辺りの民主党の会議を見ていると、それも反省して直そうかという話もあるので、そのような話からすれば、特にこれを下げることは何の問題もないので、どうしても決議までしてやれという話ではありませんので、それは、場合によっては、今の段階でそのような提起をさせてもらったということがあれば結構ですので、この場では採択しないということでも結構ですので、取り計らいをお願いしたいと思います。

(黒田座長)

はい、分かりました。

それでは、採択する・しないではなくて、そのような問題提起があったということではいかがでしょうか。賛否を入れてしまうと、少しいろいろやりづらいところもありますので。

では、そのようなことで、本件につきましては、上田市から差し迫った問題として、ひとつ問題提起があったという扱いにさせていただきます、特にこれをそのまま市長会の総会に議題として提出するという扱いはしないというようにする考え方についてはいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい。では、そのようなことで、ひとつ、今日また副市長さん方がそれぞれお帰りになったときに、また市長さんに復命する際に、このような問題提起もありましたということをご伝達いただくということで、石黒さん、いかがですか。

(石黒上田市副市長)

はい、ありがとうございます。結構です。

(黒田座長)

事務局もいいですか。

(市川事務局長)

はい、分かりました。

(黒田座長)

はい。それでは、そのように扱わせていただきます。よろしく願いいたします。

#### **議題 14 スマートインターチェンジ整備に係るスキームの確保について**

(黒田座長)

次に、議題 14、駒ヶ根市提案の「スマートインターチェンジ整備に係るスキームの確保について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

す。

(藤森事務局次長)

はい。議題 14 についてご説明いたします。

本議題は駒ヶ根市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

高速道路利便増進事業によるスマートインターチェンジ整備の今後の情勢が不透明であるため、その整備スキームの確保を国に要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

提案されました駒ヶ根市から補足説明がありましたらお願いします。

(堀内駒ヶ根市副市長)

はい。このスマートインターチェンジにつきましては、昨年も要望した中で、高速道利用増進事業そのものが 25 年度に終わってしまうという中で、要は、来年度、26 年度の予算化ということなのですが、既に 1 月に発表されました国交省の中にスマートインターチェンジ整備の中で事業費の一部を国費で N E X C O の方へ補填する補助制度が出来るということが、今、発表されているわけですが、基本的に進める上でのスキームや予算の枠とか、それから補助なり制度にどのような制度があるのかということが、今の段階でよく見えないという中で、しっかりと今までどおりのスキームでやってほしいというのが今回の要望の趣旨でございます。

問題は、先ほどもありました 4 月以降に市長会でやるかどうかということに関しましては、予算がはっきりした段階で、スキームがはっきりと出てきて、今までどおりのスキームでやるという全貌等が発表されてくれば、この要望は取り下げるといってほしいのですが、今の時点では分からないものですから、ぜひ今までどおりのスキームでお願いしたいということで今回は出させていただきますので、そのようなことで、事業を見て、また内容を修正あるいは取り下げというように考えていただければありがたいかなという感じです。

(黒田座長)

はい。県からお願いします。

(池田市町村課長)

スマートインターチェンジの整備についてのご要望でございます。昨年 8 月に、県の協議会の上位団体でございます全国高速道路建設協議会の大会の開催の後、国、また国会議員に対して整備する費用の確保などについて要望を行

ったところでございます。

また、中部圏知事会議におきましては、国際競争力の強化などに資する高速道路の料金割引及びスマートインターチェンジの整備などの施策を継続してもらいたいとの提言が採択をされまして、国への提言が行われたところでございます。

この中で、先ほどお話がございましたように、平成26年度道路局の関係予算決定概要が12月24日に発表されておりますが、新規制度としてスマートインターチェンジ整備の継続が明示をされているということでございます。ただ、なかなか具体的な中身が、まだ見えていないという状況でございます。

県といたしましては、具体的な整備スキームが示されて必要な予算が確保されるよう、関係機関と協力をしまして、引き続き必要に応じて要望してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。ただいまのご発言を含めて、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

この中身に付いて特に疑問だという方はいらっしゃいますでしょうか。

県の協議会も出来ていて、体制的には出来ているのですね。ですから、中身的には恐らく反対の方はいらっしゃらないと思いますので、今、堀内さんからあったとおり、タイミングの問題もありますし、一応、どうでしょう、これは、あまり他のものが出てこなかったら上に上げると。一応、ここで採決しておいてもいいですね。そこは、事務局でうまくタイミングを見てもらって、取り下げるなら取り下げるでここで採決しても、市長会の前に取り下げることは可能な話だと思いますけれどもね。

この件につきまして何かご質問、ご意見は他にありますか。

よろしいですかね。

それでは、条件付きでということでもありますけれども、この予算の中身を見ながら対応する、4月のことは決めるということで、そこは事務局と駒ヶ根市さんに少しお任せするような形になりますけれども、当面は原案のとおり採択するというご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい、では、ご異議がないようですので、そのようなことで、一応、市長会総会の提出予定議題としてここでは採択させていただきます。

## 議題 15 インフラ(道路・橋梁・公園等の社会資本施設)の計画的な維持管

## 理に係る財政支援について

(黒田座長)

それでは、次に進ませていただきます。議題 15 です。駒ヶ根市提案の「インフラ(道路・橋梁・公園等の社会資本施設)の計画的な維持管理に係る財政支援について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議題 15 についてご説明いたします。本議題は、駒ヶ根市からの提案で、現行制度の拡充を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

市町村において管理するインフラの施設数は多く、厳しい財政状況の中、老朽化対策及び維持管理を着実に推進できるようにするため、必要な財政支援を国に要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案されました駒ヶ根市から補足説明がありましたらお願いします。

(堀内駒ヶ根市副市長)

インフラがここでまた維持管理で非常に問題になるということは、皆さんの共通の認識かなと思います。それに対する支援ということで、少し要望の事柄の内容が、具体的に何を国にお願いするか、財政支援というのはどのような意味なのかということがあまり言葉でははっきりしていなかったかなということで、この文面については反省しているところがございまして、一つには、いわゆる社会資本整備交付金で、今、維持補修関係をほとんど見られるようになってきましたが、あくまでも予算の枠というものはありますので、これから維持補修全体の事業費が非常に膨らんでいく可能性がありますので、そのような補修事業の枠は、総枠の面で予算の確保ということは一つお願いしたいということが1点で、もう一つは、裏負担の45%に起債があるわけですけれども、その起債に対する交付税の補填というようなものに対して財政支援をお願いしたいという2点が、この中に含まれた意味で、このままだと意味がよく分からないのですけれども、そのような趣旨でございますので、よろしくをお願いします。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

これについて、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。インフラ整備の老朽化対策の要望でございます。

インフラ整備の老朽化対策の維持管理につきましては、県としても重要な課題と捉えておりました。昨年12月にも知事が、国土交通大臣に対してまして、地方が必要と判断し実施する社会資本について整備及び維持管理が確実に実施できるよう必要な財源を確保することとして要望させていただいているところでございます。引き続き、市町村さんが実施する老朽化対策や維持管理、これが着実に推進できるよう補助事業等の拡大、また、総枠の拡大など、必要な財政支援を国に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。国に引き続き要望するということでございます。

ただいまの発言を含めまして、ご質問、ご意見はありますでしょうか。

具体性が欠けるといふ、今、言葉がありましたけれども、あまり書くと、これは、「またかよ」「そこまでやれるんかい」というようにいろいろ出てきてしまうという気もするのですけれども、これは、他市さん、いかがですか。あまり財政支援を言うと、これはまた「おいおい」という話になるので、このぐらい漠としていてよろしいかなという気もするのですけれども、皆さん、いかがですか。

(「いいのではないですか」との声あり)

(黒田座長)

質問がなければ、これについては原案のとおり採択ということでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

では、ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり市長会総会の議題に提出することとしたいと思います。

## **議題 16 長野県主導による広域的な廃棄物の最終処分の検討について**

(黒田座長)

次に、議題 16 番ですね。岡谷市で「長野県主導による広域的な廃棄物の最終処分の検討について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 16 についてご説明いたします。

本議題は、岡谷市からの提案で、新たな要望を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

一般廃棄物の焼却に伴い発生する焼却灰を処分する最終処分場について、廃棄物処理の広域化を推進する立場から長野県の主導により広域的な施設整備に向けた検討を進めるよう要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。これにつきましては、提案されました岡谷市さんから補足説明がありましたらお願いします。

(中田岡谷市副市長)

はい。それでは、お願いします。

今、ごみ処理施設の整備をしております、国から交付金をいただいている身としては、提案するのはどうなのかなという思いはあったのですけれども、あえて提案をさせていただきました。

一般廃棄物の仕事が市町村の責務であるということは、十分承知はしております。ただ、そのことだけでこのことを片付けていいのかどうかというような部分を感じられるということで提案をさせていただきました。

あまり短期的な、ここ1年、2年という話ではなくて、中長期的な考え方の下に、やはり県が主導的立場でこの問題に対して関わっていただきたいということが趣旨でございます。

ご承知のとおり、小諸市さんにある民間最終処分場がこの3月で受け入れを終了するというような話もございます中で、民間委託というような形が半分ある中で、どうしても市町村自前の施設を造らなければならないということは、どこの市町村も課題だというように思っております。

しかしながら、このことが本当に個々の市町村あるいは個々の広域管理というところだけで片付けていいのかどうかという部分は、やはりもう1回、大きく言えば環境県という長野県全体でどのようにしていかなければならないかというようなことを論議をしていく必要があるのではないかというような思いをいたしております。

参考までに他県の状況というような部分で言えば、隣の山梨県は、県が積極的な関わりを持って行ってございまして、最終処分場の再建をしているというようなことで、県がその主体的な立場に立ち、なお土地の取得等についても県がその関わりにも積極的に行って形を作っております。

その他、埼玉、東京と、全国では、かなり多くのところが県の関わりというような部分を持ってやっております。

東京都では、多摩地区の 25 の市と一つの町がエコセメントという形で、この地域から灰を出さないというような中で、積極的なそのような施策に取り組んでおります。400 万市民のごみの中から生ずる焼却の灰は出すまいというようなことを積極的に施策として取っているというような状況でございます。

そのような全国の状況も検討していただく中で、これは、もう県の皆さんは、よくご存じだということに思っていますけれども、県の立場でこのことに対して積極的に関わっていただいて、長野県の全体のことをもう 1 回、考えていただく必要があるのではないかと、そのようなことで提案をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、提案の要望先が国という部分も入っておりますけれども、当面、県がこれにどう関わっていくのかということに提案をさせていただいたというように思っています。その後、最終的な部分で国との関わりが出てまいりますけれども、当面、このことでは県にお願いをしていくようなことであるというように思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

長野県主導によります広域的な廃棄物の最終処分の検討について、岡谷市さんからご提案でございます。一般廃棄物の最終処分場の確保に当たりましては、市町村の皆様に大変ご苦労いただいているということは、十分承知をさせていただいております。昨年の 12 月に岡谷市さんから廃棄物対策課の方へ同様の趣旨の要望が提言されたということも聞いております。

ただ、先ほどのお話の中にあつたように、現在、法律上は、廃棄物処理法上の役割分担といたしまして、一般廃棄物の処理に関しましては、身近な市町村さんが総括的責任を有しまして、その処理に必要な施設の整備も市町村が整備するということになっております。県は、それに対してできる限り支援を行っていくということとされております。最終処分場も含む一般廃棄物処理施設の整備につきましては、ご提案ではございますが、県が主導というよりは、地域の実情に応じて市町村さんあるいは一部事務組合、広域連合が主体となって実施することが適当であると考えておりますが、県といたしましては、最新知見の情報提供あるいは現在あります国の循環型社会形成推進交付金、この事務における支援などしっかりとその技術的支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいということでございます。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

今のご意見も含めて何かご質問、ご意見を。

中田さん、どうですか。原則論を言われてしまうと、なかなか大変ですね。

(中田岡谷市副市長)

原則論は、よく分かっています。よく分かっているのですけれども、他の都道府県でかなり積極的に関わっているところも実はあります。そのような部分を参考にして、県がその立場をもう1歩も2歩も進めていただければというように思いますので、よろしくをお願いします。

(黒田座長)

処分場の施設整備をやっているところがあるのですか、その辺りに関わっている県は。

(「あります」との声あり)

(黒田座長)

はい、どうぞ。

(坪田松本市副市長)

隣の岡谷市さんの応援をしたいと思いますが、田中県政時代に安曇野市に産廃施設を参加して造るという決断をしたのですね。当時、豊科町もいろいろな地元のトラブルを乗り越えて受け入れましようというところまで行ったのですが、知事選等あり頓挫して、この候補地がなくなった。

その後、村井県政になって、村井知事の下では、このような最終処分場は造りませんという結論になっていると思うのです。

私は、今のこれは廃棄物対策課の答えだと思うのですが、広域処理とおっしゃるのであれば、それは正に広域処理なので、長野県で1カ所、2カ所くらいと思うのですね。ですから、一部事務組合あるいは広域連合だとすれば、それは、もう市町村単位ではできないという認識だと思うのですね。それなら、やはり県が中心になっておやりになるべきだろうと。

最終処分場の設置基準は、一般廃棄物と産業廃棄物で一緒なのです。ですから、産廃は県の責務ですから、この際、一廃と産廃を併せた最終処分場を造るという県の基本的スタンスを変えなければ無理ですね。造らないと言っていますから。そここのところを造ってください、お願いしますので。ぜひ、今後の計画の見直しの中では、今、中田副市長がおっしゃるようなことで前向きにやってもらわなければいけないと思います。

今、このような施設は、その施設の環境性といいますが、本当に何カ所も造れる施設ではないのです。よそへ、埼玉へ運んでいく、関西へ運んでいくというようなみつももないことなく、長野県で出た産廃は長野県で処理し

ましようということであるなら、やはり環境県・長野の立ち位置だと思うので  
すね。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(黒田座長)

はい。他にご質問、ご意見はありますか。

(中澤須坂市副市長)

須坂市ですけれども、今、処分場の計画等ありますので、大事なことだとい  
うように思ひますけれども、これは、一つは、やはり地元の方々としつかり交  
渉したり、地元の方と分かりやすく話していく、これが市町村の責務でありま  
すが、このようなことはしつかりやっっていくべきだといふように思ひますけれ  
ども、先ほど県の方は、廃棄物処理法の中でも都道府県は技術的な援助を与え  
ること、それに努めると、このようにおっしゃいましたけれども、そのとおり  
で、この技術的といふことは、あくまでも建設に向けての技術のことではなく  
て、これは、計画作りの段階から、そしてまた、交渉におけるそのような関  
わりの中にやはり入っていただく、それから地元の方の理解、そのような中のこ  
とを含めての技術的な援助といふように私は思ひますので、そのような意  
味でやはり県も同じように関わりを持っていただいて、市町村または広域連合  
であれば広域連合に対しての技術援助といふような意味合いを広く捉えていた  
だいて関わりを持っていただくと、このようなことが大事なことではないかと  
思ひますので、今、おっしゃったように私は賛成ですけれども、ぜひ関わって  
いただければ有り難いと思ひます。

(黒田座長)

はい。他にありますか。

はい、どうぞ。

(宮田安曇野市総務部長)

安曇野市です。先ほど、松本市さんから話がありましたけれども、当市にお  
いても自区内処理といふような形の中で、広域施設組合として市内へ一般廃棄  
物処理場を造ろうと進めていたところが、県の廃棄物処理事業団が県といふ形  
で入ってきた中で地元との交渉が決裂し、今、広域施設組合の中でも廃棄物を  
どこへ持っていかうかといふことで考えておりますけれども、先ほどの岡谷市  
さんが言われたとおり、当市においても小諸市の会社が撤退、受け入れ終了と  
いふことで、今後は県外へ頼んで出さざるを得ないといふような形に変わって  
おります。

なかなかここについては、自区内処理といふことで交渉を進めておりますけ  
れども、田中県政時代のそのような形といふものがあるが、なかなか地元では受  
け入れてもらえないといふことで非常に苦勞していることとともに、埼玉県や  
茨城県などでも大規模県営施設としてこのようなものを考えている中で、山岳

県であります本県につきましても、やはりこのようなものを広域的な形で積極的に考えていただきたいというように思います。

(黒田座長)

お話をお伺いしていると二つあって、一つは、施設整備ですね。それからもう一つは技術的援助、これにどのぐらいまで踏み込むかというこの二つあると思うのですが、施設整備については、建前は県からあったように一廃は市町村だとのお話だろうと思っているのですが、今の安曇野市さんのご意見だと、どこで、一般廃棄物の最終処分場を都道府県がするという例があるということですか。

(宮田安曇野市総務部長)

はい。

(黒田座長)

先ほどお話があった、都道府県が一般廃棄物の処理施設を造ったというのは、ごみとこれが一緒くたになっていますから。

(坪田松本市副市長)

須坂市の副市長さんがおっしゃるように、造れと言うと誤解を受けかねません、少なくとも公共関与と言った方がいいのかもしれませんが、計画、助成という。

(黒田座長)

ええ、なるほどね。

(坪田松本市副市長)

運営するのは、例えば一部組合あるいは広域組合でいいのですが、少なくとも県は産廃行政が業務のスキームですから、今おっしゃるように技術援助あるいは計画的な総合処理計画、それから支援というようなことで、言うなら公共関与と言った方がいいのかもしれませんが、造れというのは、少し直さ的な言い方かもしれません。

(黒田座長)

そのとき、岡谷の中田さんのお話を聞いていたら、この文言だけを見ますと、施設整備に向けた検討など、要するに箱物のようになっているものですが、お話を聞くと、どうもそのような話だけではなくて、もっといろいろな手法の問題あるいは全体的な配置と申しますか、民間が駄目だったら全部外に出てしまう、県全体ではどのように考えているのかという話もかなりあるのではないかと思いますので、その辺りはいかがですか。この言葉だけを見ますと、どうしても広域的な施設整備に特化されてしまっている感じですね。

(中田岡谷市副市長)

ここに書かれている内容については修正していただいて結構ですので、趣旨は先ほど申し上げたような話でございますので、お願いしたいのですが。

(黒田座長)

はい。他にご意見はありますか。

では、施設整備ということにあまりこだわらずに、県も十分関与してもらいたいということですね、一般廃棄物の各市町村のその実態に絡むと。

(中田岡谷市副市長)

まずは、そこから。

(黒田座長)

そこからですね。お話を聞くと、そのようなイメージだったのです。ですから、件名も、聞いていますと「長野県主導」、それから「最終処分場」とは書かず「処分の検討」というように、大分、気を使っていたのですが、中に施設整備ということがちらほらしているので、そこはいろいろと県の方もおっしゃるのかなという感じがしましたがけれども、そこは岡谷市さんに事務局と調整していただいて、今の坪田副市長さんあるいは中澤さんのいろいろなお話をもう少し、どちらを前に出すかということはいろいろあると思いますので、そこは事務局の方でここは文言の整備はしていただけませんか。基本的な役割のような程度、そこを外してしまうことは、なかなかいかないと思いますので。

それでは、これにつきましては、恐らく基本的に県の関与を否定する市はあまりないと思いますので、今の岡谷市さんあるいは今の議論に沿った形で事務局と提案者の岡谷市さんとまた改めて検討していただいて、修正の上、市長会の総会で提出という考え方でいかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい。では、基本的な県の関与ということでは、共通の認識ということでもありますので、これに沿った形で修文した上で、また皆さんの方に事務局から連絡が行くと思いますけれども、岡谷市さんと事務局で調整の上で、市長会総会に議題として提出するという形にしたいと思います。よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。では、さように扱わせていただきます。

## **議題 19 長野県市町村合併特例交付金の予算枠の拡大について**

(黒田座長)

次に、上田市提案の「長野県市町村合併特例交付金の予算枠の拡大について」、これを議題とします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 19 についてご説明いたします。

本議題は、上田市からの提案で、特に市町村へ財政支援策等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

合併に伴う各種事業の円滑な実施に向け、合併特例交付金の予算枠を拡大し交付額を増やすよう提案する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。提案された上田市から補足説明がありましたらお願いします。

(石黒上田市副市長)

はい。それでは、この件でございますが、従前からお願いしているところではございます。原則論ではございますが、当初の話では、合併後 10 年間で交付をしていただく、このようなことでスタートしていることはご承知のとおりかと思っております。

ところが、県におかれましては、ソフト事業というような、はじめはそのようなことでございましたが、ハードも一部入れてというようなことでかなり対応されてきて、大きく配慮をいただいているところではあります。全体を見ますと、上田市では、この 3 月で合併後 8 年が経過するわけでありませけれども、いまだ残念ながら予定額の 54% ぐらいの交付しか実績がないと、このようなことでございまして、議会筋でも訳の分からない質問というところでございますので、今回、改めてできるだけ満額が早期に対応していただけるようにということで、予算枠を拡大して交付額を増やすよう提案をするということで、非常にぶしつけな文章になっておりますが、係る事情ということで、元々は、22 年 9 月 3 日の第 127 回総会といいますか、この会としての提案であったわけでございますが、今回、このような文面で失礼ではございますが、再提案をさせていただきました。

文面は、非常に行き過ぎかなという気もしますので、できれば、採択されたときは、もう少し修文したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(黒田座長)

はい。それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。上田市さんから長野県市町村合併特例交付金の予算枠の拡大ということで要望を頂戴しております。これにつきましては、先ほどの上田市さんのお話もございましたように、過去から市長会さんから要望を頂戴しているところでございます。

本日の新聞紙上に出ておりましたが、来年度につきましては、25年度と同様7億7,000万円の予算を確保させていただいたという状況となっております。

お話にありましたように、これについては、当初、10年間というお話の中で、平成17年・18年、ある時期、非常に交付額が少なかったということがございまして、なかなか満額を早期に約束どおりに履行することができなかったということでございます。ソフト事業限定からハード事業へ拡大する、あるいは、平成23年には、お話にあったように上限額全額が交付金できるよう交付期間を延長させていただいているという状況でもございます。

県の財政は、なかなか厳しい状況でございますが、県の主管市町村課といたしまして、引き続き予算枠の確保に努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたくお願いするところでございます。

私の方からは、以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

はい、どうぞ。

(酒井伊那市副市長)

私も当時というか若い頃、合併事務局におりましたので、平成の大合併の頃のやり取りをよく記憶しております。県におきましては、力強くこの県の交付金については約束をされたということで、住民向けのパンフレットの中にもしっかりと明記してあるという内容でございますので、財政状況が厳しいことはよく承知しておりますけれども、やはりこれについては、ある程度、年数はかかっても、総枠をぜひ確保していただきたいということをお願いしたいと思っております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

他にご質問、ご意見はありますでしょうか。

ご質問がないようでありますので、本件につきましては、原案のとおり採択することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(市川事務局長)

上田市さんから、一部修正という話がありましたけれども、いかがでしょうか。

(石黒上田市副市長)

どうなのでしょうかね。予算枠を拡大する。交付額を増やしてほしいという言い方なものですから、合併特例交付金の満額を早期にご配慮いただきたいと

というような、多少、文章を直した方がいいというようには思うのですけれども。

時にはそのように言うかもしれませんが、この件については、さほどそのような気持ちもございませんので、少し事務局と相談して直させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

(黒田座長)

では、しかるべく、しっかり課長さんも上田市の予算枠を確保してもらって交付していただくと、そのような趣旨の軟らかい表現で事務局に修正していただきましてやりたいと思っております。そのようなところでご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

それでは、一部修正した上で市長会総会に議案として提出することといたします。

## **議題 20 公共施設等の老朽化対策の推進について**

(黒田座長)

次に、議題 20 番、須坂市提案の「公共施設等の老朽化対策の推進について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 20 についてご説明いたします。

本議題は、須坂市からの提案で、特に市町村への財政支援策等を求めるもので、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

老朽化施設の長寿命化のため行う施設の改修費用や、施設の統廃合等により不要となった施設の撤去に対して、国の財政支援（補助金）を求める。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。須坂市から補足説明がありましたらお願いします。

(中澤須坂市副市長)

はい。これは、今、それぞれの市町村もそうだと思いますけれども、インフラの道路や橋などではなくて建物なのですけれども、このような施設が非常に老朽化している部分があるわけでありまして、須坂市も相当あるわけでありまして、これらについては、普通の耐震補強のようなものには助成事業があるのですが、一般的な老朽化施設の修繕工事、それから老朽化施設を除去してしまうという費用、これについては実質的には国の財政支援がないに等しい状況にあるということでもあります。社会資本整備事業交付金もあるのですけれども、

これは、新しい機能を大幅に追加する、構造を変えるような大規模改修、このようなものは提案事業としても対象になるのですけれども、これは、あくまでも老朽化施設の修繕費用、これは対象にならないわけです。

しかし、非常に大きな、例えば市民会館のようなものは大きな修繕が必要になってきているわけですね。これは、補助事業がないということでもあります。

また、起債事業も交付税の措置が付くような起債事業はないということでもありますので、ぜひ、これは、老朽施設の撤去費用、それから老朽化施設の大規模修繕、これをする場合にも国の支援が受けられるように、ぜひそのような新たな附帯事業の創設又は事業の創設、これについてもお願いしたい、このようなものでありますので、またご理解をお願いしたいと思います。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。公共施設などの老朽化対策の推進についての要望でございます。

公共施設などの老朽化対策につきまして、各自治体におかれましては、適切に対応していかなければならない重要な問題だというように認識をしております。

現在、説明会でご説明をさせていただいているところでございますが、国におきましては、老朽化対策の推進に当たりまして、公共施設などの現況や将来の見直し、それから公共施設などの管理に関する基本的な方針を定めます公共施設等総合管理計画の作成を公共団体の皆様に対して要請をすることとしております。来年度の地方財政対策におきましては、公共施設などの総合的な老朽化対策の推進が、現在、織り込まれたところでございます。

内容でございますが、先ほど申し上げました公共施設の総合管理計画作成に要する経費、これにつきましては、措置率2分の1でございます特別交付税措置が講じられることとなったところでございます。

それから、公共施設等総合管理計画に基づきます公共施設などの除去、これについて地方債の対象となる特別措置が設けられることとなったところでもございます。各市におかれましては、公共施設等総合管理計画の策定や計画に基づきます取り組み運用について、公共性からの総合的かつ計画的な管理を推進していただきますよう提案するとともに、県といたしましても、今後の国の動向を十分注視して情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。ただいまの意見も含めまして、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

はい、どうぞ。

(中澤須坂市副市長)

今、おっしゃっているのは、そのとおりだと思いますが、私が言っている施設の修繕、それから除却に対する国の助成事業とは言えないですね。今の公共施設の総合管理計画は、特交で2分の1の措置がある。これは、計画を作る計画費用、これに対しては特交で2分の1ということでありまして、先ほどの除却に対する地方債の特別措置というものも、確かに起債は借りられますが、一切、交付税措置がないですね。

このようなことがありますから、私は、原則的に先ほど私が言ったように、このような修繕、それから除却については、実質的には国の助成事業がないような状況ですので、ぜひ、これができるよう要望していただきたいと思っておりますので、お願いします。

(黒田座長)

他にご質問、ご意見はありますでしょうか。

「(補助金)」というのは何でしょうか。

中澤さん、提案理由のところに「(補助金)」とありますね。

(中澤須坂市副市長)

この「補助金」というのは、補助事業や起債事業で交付税措置の扱い、そのような支援という意味です。

(黒田座長)

交付税措置は補助金とは違いますから、限定されてしまうような気がしているのですよ、「補助金」と書いてしまうと。

(中澤須坂市副市長)

「補助金」というのは除いた方がいいかもしれませんね。

今の起債もそうでしょうし、補助事業もそうですから、新たな制度をお願いしたい、あるいは、支援策をお願いしたいと、このようなことから、あまり補助金ということで、あまり限定してしまうと少し扱いづらいと思いますね。

(黒田座長)

はい。これも先ほどの駒ヶ根市から出たものと同じで、大体、「やってくれ」と言う「これだけやってるぞ」「もうちょっとやってくれ」「そこまで言うかい」というような話だろうと思います。ですから、先ほど中田さんがおっしゃったように、いろいろ救済措置はあるのですけれども、いわゆる資金手当てですから、交付税を押しさないで、これを少し自分たちのマネジメントの話をしよう。やりやすいように起債を発行するけれども、それに対して国はこのよう

な考えだというメッセージの一つだと思うのですけれども、これも 26 年で、そのような意味では、ずっと進めてもらっているのかなという気がしますが、あれではまだまだ足りないというご意見も分かるところでありますが、他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

よろしいですか。

はい。それでは、本件に対して、この「補助金」は下ろしてもいいですか。

(中澤須坂市副市長)

はい、結構です。

(黒田座長)

では、「補助金」は取っていただいて、議案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい。それでは、異議なしということですので、本件は、本件は、この「補助金」という字を取って市長会総会議題に提出することとさせていただきます。

## **議題 21 国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について**

(黒田座長)

それでは次に、21 番になりますが、長野市他 2 市提案の「国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、議案 21 についてご説明いたします。本議題は、長野市・伊那市・千曲市からのご提案で、特に市町村への財政支援策等を求めるもので、再提案の議題でございます。要望先は、国及び県でございます。

提案要旨を朗読いたします。

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施する廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることを求める。

エネルギー回収推進施設及び最終処分場に係る用地費並びに周辺環境施設整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。このことにつきましては、3 市から提案されていますけれども、各市

からそれぞれ補足説明がありましたらお願いします。

(酒井伊那市副市長)

はい、伊那市です。ここ2年ですか、内示額が要求額に対して満たないということが続きまして、関係の皆さん、県をトップとして国の方に要望しているところでございます。

このようなことを毎年繰り返しているということ自体が私は変なことだと思ひまして、やはり国の責任において安定的な制度を確立していただくということをぜひ要望したいと思ひます。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

他には。長野市。

(柳沢長野市企画政策部長)

ただいまのご意見、要望のとおりでございます。併せて、大変このごみ処理施設の建設には多額の経費がかかるわけでございますけれども、そのような中で、今、交付金の対象とはされていないのですが、用地費や補償費など、とりわけこの施設建設に当たっては、地元の理解、協力を得て、長野市におきましても建設同意まで7年をかけて進めているわけでございますが、そのような意味で、地元に対する地域振興といひますか、周辺環境の整備、これらの費用につきましても新たに交付対象として手厚い支援をいただければ有り難いと、このようなことで要望させていただきたいと思ひます。

(黒田座長)

はい。千曲市からは何かありませんか。

(山本千曲市副市長)

はい。千曲市ですけれども、広域連合で長野市さんや須坂市さんとは歩調を合わせてやっておりますので、要望趣旨のとおりであります。

(黒田座長)

よろしいですか。それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。国の循環型社会形成推進交付金についてのご要望でございます。

この交付金につきましては、皆様方のお話のように、昨年も市長会さんからご要望をいただいております、6月に県の環境部長が関係市町村長と共に環境省及び県関係国会議員、に対し要望活動を行いました。また、9月には知事が各市町村長と共に、環境事務次官に対し、この交付金の予算の十分な確保について要望したところでございます。

このような結果、補正予算については、この交付金について総額604億円が

計上されたため、25年度の相当分については、一応、満額措置される見込みという結果になっているところでございます。

ただ、お話にあったように、26年度以降も、引き続き関係市町村と連携を図りながら要望をしまいたいと思っておりますけれども、この交付金の十分な予算確保、それから安定的な予算確保、そして支援範囲の拡充についても引き続き要望をしまいたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。前向きな答弁、ありがとうございました。

ただいまの県のご発言を含めまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

はい、どうぞ。

(中澤須坂市副市長)

申し訳ないです。意見ということではないのですが、この提案者の中に須坂市も加えていただければと思ひまして、これは、長野市さんや千曲市さんの要望と全くそのとおりで結構なので、もし可能であれば須坂市も遅ればせながら、お願いさせていただきたいと。というのは、同じように長野広域連合で進めていますので、可能であれば、お願いします。

(黒田座長)

では、そのような方向で。同じ、多分、皆さんもいろいろあるでしょうけれども。

(堀内駒ヶ根市副市長)

すみません、須坂市さんも言うだろうなと思ひましたけれども、駒ヶ根市も上伊那広域という形で伊那市さんのところに施設を造ってもらって一緒にやっておりますので、ぜひお願いします。

(黒田座長)

はい、分かりました。実際に施設に着手しているところは切実な問題でありますので、では、上伊那と長野広域という感じですか。

はい、どうぞ。

(相澤大町市副市長)

お礼を申し上げます。前回の市長会議、今回の市長会で取り上げていただき、その結果を待って追加の予算が確保されたということではありますが、そのとき、去年の提案市も全部入れてもらっても本当はいいのではないかとこのように思っておりますので、事務局で取りまとめをいただければ有り難いと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(黒田座長)

はい。事務局どうですか。

(市川事務局長)

改めて、意向を確認させていただきます。

(黒田座長)

確認し直します。では、そのような整理をさせていただきますが、提案市は、事務局でさらに意向を確認した上で募集すると、このようなことであります。

中身につきましては、何かご意見はありますでしょうか。

よろしいですか。

(石黒上田市副市長)

すみません、せつかくなら上田市も入れてください。

(黒田座長)

はい。それでは、この件につきましては、提案市を除いて原案のとおり採択することにご異議ありませんでしょうか。

よろしいですか。

はい。異議がないようですので、本案は、提案市を除き原案のとおり市長会総会議題に提出することといたします。

## **議題 22 地下水を公水と位置付け、保全と利用に関し規定する法整備について**

(黒田座長)

次に、安曇野市提案の「地下水を公水と位置付け、保全と利用に関し規定する法整備について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。議題 22 についてご説明をいたします。

本議題は安曇野市からの提案で、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

現行の法制には、地下水や湧水等の保全を目的とした法律がなく、地下水や湧水は民法により土地所有者の財産とされている。従って、土地所有者が地下水を自由に取水することが可能となっており、恣意的な水利用が水資源の保全に大きな支障を生じさせるおそれがある。

よって、国においては、地下水を公水と位置づけ、保全と利用に関し規定する法整備及び対策を早急に行うように要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。それでは、提案された安曇野市さんから補足説明がありましたらお願いいたします。

(宮田安曇野市総務部長)

はい。安曇野市です。

近年、水がビジネスの対象とされておりまして、なかなか各企業も一つの戦略として飲料水という形で輸出等を行っているという状況であります。

特に、地下水につきましては、地下資源の摂取、時には1工場1企業によりまして過剰な摂取というような形の中で、地域産業への影響が非常に大きい、地下水自体の絶対量が減少傾向にあるのが安曇野市を含む松本平の状況でございます。

現在の法律では、地下水や湧水系の保全を対象とした法律が特にありません。民法の中では、一応、土地の所有権は土地の上下となっております、個人の土地の権利、地下の権利になってしまっているという形の中で、1企業による過剰摂取によりまして水資源に大きな影響が危惧されているという状況です。

国の方では 水資源基本法案というものが平成25年6月18日に衆議院で可決をされておりますが、参議院選挙の関係かどうかわかりませんが、6月に参議院では審議未了ということで廃案となっております。

こうした中で、やはり水資源の保全活動に取り組んで推進していくためには、国においても地下水を公水として位置付け、法整備をしていただきたいという要望でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは、この件について県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。地下水を公水として位置付け、保全と利用に関する法整備のご要望でございます。

安曇野市長さんが会長を務めていらっしゃいますアルプス地域地下水保全対策協議会というものがございまして、それが3月に、今回の要望と同趣旨の要望を国に対して要望されたということを承知しているところでございます。

地下水など水資源の保全につきましては、県といたしましても大変重要な課題と認識しておりまして、長野県豊かな水資源の保全に関する条例を昨年3月に制定し、施行しているところでございます。

県といたしましては、ご指摘のとおり、自治体だけの取り組みでは限界があるという認識をいたしまして、地下水など水資源の保全に関する法整備などについて知事から国に要望を行っているところでございます。

また、全国知事会、中部圏知事会議におきましても、国への提言という形で提言を行っているということでございます。

この中で、現在、超党派の国会議員からなる水制度改革議員連盟、ここにおいて、水は国民共有の貴重な財産であって、公共性の高いものあるということの規定する水循環基本法の法案をまとめて通常国会に提案する方向で調整中というように聞いているところでございます。

県といたしましては、このような国の状況を注視いたしながら、引き続き機会を捉えて国に対して要望又は提言を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの県の発言を含めまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

(小池佐久市副市長)

佐久市ですけれども、実は、私どもは、水に関する取り組みをしているものですから、そのことで少しお話を申し上げたいと思います。

私ども佐久広域連合と東御市さんを加えまして地下水の保全ということを決めているわけでありまして。これまでに、これは、佐久広域連合全ての市町村と東御市さんを含めまして公水と位置付けた取水と利用に関する条例というものを全てのところで制定をしておるというようなところでございます。

昨年は水資源保全サミットというものを私ども佐久市で開催しまして、これは、県内では小諸市さん、それから東御市さんを含む17の市町村、それから全国を含めて33の首長さんなどにお集まりいただいたものでございまして、これは、地下水保全のための共同宣言というものが採択されたわけでありまして。

国に対しましては、二つ要望しました。1点目は、利用の規制と保全ということ、二点目は、土地取引の規制に関しての規定の整備という、取水と土地規制という二つのものを出しているわけでありまして。

その後の動きにつきましては、市町村課長の方からお話があったとおりでございまして、私どものこれからとしますと、全国の自治体との情報の共有化が大事なことではあろうかと思っております、水資源保全全国自治体連絡会というようなものの立ち上げを、今、計画しているところでございます。

国に対してもしっかりと要望しながらこれを設立をしていきたいということでございますので、ぜひともこの法整備を含めた国へも要望しつつ、ぜひとも県内の市の皆さん方につきましても、この全国連絡会のご参加ということをぜひご検討いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

他にご質問、ご意見はありますか。

法律化ということは、なかなかこのような動きは分かりますけれども、実際に例えば長野県の条例がありますけれども、水資源保全条例、あれもたしか地域指定があるのですけれども、なかなかできない。実際、山の中に入ると、なかなか地域指定という、公図が整理されていなくて、かなりの騒ぎになってくるとい話も聞きますもので、いろいろと法整備をしたときに、結局は、市町村に全部、事務が来るような話だと、これまた長野県に働きかけてもなかなか難しいですけれども、基本的な考え方とすれば、県もこのようなことで国の方に要請することがあります。そのようなことを踏まえて本件について何かご意見があれば。

よろしいですか。

なければ、原案のとおり採択することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい。ご異議がないようですので、原案のとおり市長会総会に議題として提出することといたします。

### **議題 23 農林業市町村別データの公表復活について**

(黒田座長)

それでは次に、議題 23、長野市・佐久市提案の「農林業市町村別データの公表復活について」、これを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(藤森事務局次長)

はい。それでは、最後の議題になりますが、議題 23 についてご説明いたします。

本議題は、長野市・佐久市からの提案で、新規の議題でございます。要望先は、国でございます。

提案要旨を朗読いたします。

農林水産省による、農林業市町村別データの公表の復活を要望する。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。この件につきまして、提案した長野市からですか。

(柳沢長野市企画政策部長)

はい。長野市の方から提案理由でございますが、国の方から市町村別各種農林業データということで、平成 19 年度のものまで国の方から、毎年、公表をし

ていただいていたところでございますが、20年度から県単位での公表ということで、市町村単位の公表が廃止をされております。

ただ、各市町村の農林業振興施策の基礎となるということで、現場の人には非常に重要な資料である、必要なデータであるということで公表の復活ということで要望をするところでございます。

今は、県単位のみでの公表のみでございますが、現状の取扱いは、市町村単位のものについてはどうなっているのかというようなことにつきましては、関東農政局の方へ私どもの方で照会をかけさせていただいております。関東農政局の方の回答といたしましては、現在の県単位の数値というものは市町村の積み上げでは算出していないということでございます。19年度までは地域の拠点に職員を配置いたしまして、市町村単位の数値を算出していたわけでございますが、現在は別の手法で算出をしているということでございます。

廃止をしたことについては、国の行革ということでございますし、そのようなことで、職員の縮減を図るということで廃止をされたということでございます。この件につきましては、県の方からも国の方へ要望が出されておるということでございますが、全国の自治体からも要望があるということは、国の方でも承知をしているということでございます。

以上でございます。

(黒田座長)

はい。佐久市の方からは何か。

(小池佐久市副市長)

特にありません。

(黒田座長)

はい。それでは、県からお願いします。

(池田市町村課長)

はい。農林業市町村別データの公表の復活についてのご要望でございます。県といたしましても、全国統一の調査方法によります市町村別データ、これにつきましては、施策の計画立案や評価における客観的な判断材料となることから、各地域の農業振興を図る上で大変重要なデータであると認識しておりまして、かつて県としても調査の継続を要望してきたところでございます。

先ほどの長野市さんのお話にもございましたように、国の業務見直しによる出先機関の機構改革、それから人員削減を行ったということでございまして、農林業統計業務を行う関東農政局地域センターでございしますが、以前、実施していたような調査内容をなかなか直ちに再開することは難しい状況だというお話を頂戴しているところでございます。県としましても、各市町村さんの要望をお聞きしながら、会議の機会などを通じて引き続き要望を伝えてまいりたい

と考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

この件について、何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

先ほどの話を聞くと、これを復活してくれというのですけれども、復活する部門がもうなくなってしまっているということなのですか。

(柳沢長野市企画政策部長)

そうですね。関東農政局の方のお話でも、市町村の公表について手法が前のものと違うということ、それと行革の中でやられてきたものを非とすることもいがかかという中で、復活という言い方ではなくて、少なくとも、今、公表をぜひお願いしたいということで、復活の件名を変えさせていただければというように思います。

(黒田座長)

佐久市はいかがですか。

(小池佐久市副市長)

はい。やはり今のお話を聞いていますと、正にそのとおりであろうかと思っています。

ただ、先ほど県の方で、私の聞き間違いでなければ、会議の折にお話をしてみたいというように聞こえたものですから、もう少し、もう2歩ぐらい進めていただくようなことで積極性が少し欲しいかなという気もしますので、またタイトルについては長野市さんと同じで結構でございます。

(黒田座長)

では、「復活」という言葉を少し避けて、市町村別で公表してくださいということできたいと思います。その辺りでよろしいですか。

では、そのタイトルを少し直すことにしまして、本件について一部修正することでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

では、ご異議なしということでありますので、一部修正の上、市長会総会に議題として提出することといたします。

以上で、今日、皆さんからご提出いただいた協議議題は終わりでございます。

## (2) 事務局提出議題

### ア 市長会総会審議事項について

(黒田座長)

事務局から何か説明を入れますか、どうしますか。

(市川事務局長)

ただ今の審議いただいた議題の取扱いについて、確認の意味で私の方で報告をさせていただきたいと思います。

(黒田座長)

事務局長から発言があります。発言してください。

(市川事務局長)

ただいま 23 の議題につきまして、ご熱心にご審議をいただきまして誠にありがとうございました。ここで、4月18日開催の市長会総会の審議事項について、本日の1件1件、その取扱いをご決定いただいたところがありますので、それを確認させていただいて休憩を取らせていただきたいと思います。

私の方で確認の意味で整理した番号等を申し上げますので、皆様一緒にご確認をいただければと思っております。

まず、原案どおり採択しまして総会に送付する議題の番号を申し上げます。3番、4番、6番、7番、8番、9番、10番、14番、15番、17番、20番。20番は、「補助金」を削除いたしますが、その20番。

21番。これは、改めて提案市の再調査をします。

そして22番の合計13件ですが、14番につきましては、今後の整備スキームの明示状況等によって最終的な取扱いを検討するということでございます。

もう1度申し上げます。3番、4番、6番、7番、8番、9番、10番、14番、15番、17番、20番、21番、22番の13件。14番につきましては、今後の整備スキームの明示状況により最終的な取扱いを検討するということになります。

次に、本日の審議結果を踏まえまして、文言を一部修正して総会へ送付する議題でございます。

1番、2番、5番、16番、19番、23番、24番の7件となります。

もう一度申し上げます。1番、2番、5番、16番、19番、23番、24番。

それから、文言は一部修正させていただくとともに、一つの議題としてまとめて総会へ送付する議題でございますが、11番と12番の2件でございます。

最後の1件でございますが、議題13でございますが、これにつきましては、上田市さんから問題の提起があったということで市長会総会では報告することとしたいと思います。

以上23件でございますので、よろしく申し上げます。

(黒田座長)

少し違うというところがありますか。

今の整理でよろしいですかね。また提案市の皆さんと事務局でよく打ち合わせいただきまして、また皆さんに周知していただくということで市長会総会にあげていきたいと思います。

よろしいですか。

(市川事務局長)

補足させてください。今後の手続的、具体的なお話でございますが、先ほどいろいろ言ったとおり、文言の修正等につきましては、私どもの方で文案を作りまして各市様の方にお知らせ申し上げます。

それに対しまして追加のご意見や文言の修正等がございましたら、お手数でもまた事務局にご連絡をいただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(黒田座長)

はい。ちょうど3時になりましたので、それでは3時10分まで休憩とさせていただきます。

(休憩)

## イ 報告事項

(黒田座長)

定刻になりましたので、会議を再開します。

それでは次に、事務局提出議題の2「報告事項」に移ります。

はじめに、(1)「平成26年度長野県市長会事業計画(案)について」と(2)「平成26年度長野県市長会歳入歳出予算(案)について」は関連がありますので一括議題としたいと思います。

事務局長から説明をお願いします。

(市川事務局長)

最初に、26年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)についてお話を申し上げます。着座でご説明申し上げます。

この事業計画(案)及び予算(案)につきましては、来月4日の定例会に提案させていただきたいと考えておりますが、それに先立ちまして本日の会議でご説明申し上げ、ご了承をいただきたいと思っております。

それでは、資料1をお願いいたします。

26年度の市長会事業計画(案)でございます。

1ページでございますが、1の市長会の開催の(1)総会につきましては、第134回総会は4月18日、自治会館で開催を予定しております。

次の135回につきましては、8月21日木曜日、22日金曜日の両日、千曲市さ

んでの開催を予定しております。千曲市さんにおかれましては、大変お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

(2)の定例会は、記載のとおり、例年にならって予定をしているところでございます。

なお、6月の定例会は、全国市長会議等の開催に合わせて東京で開催する予定でございます。

(3)の部会につきましては、総会等で議論になりました案件につきまして、四つの部会におきまして県の部課長さん方と意見交換をさせていただき予定しております。記載の10月22日水曜日、24日金曜日の両日の日程で開催を予定しているところでございます。

(4)の役員会は、4月と8月の総会、そして2月の定例会の前段での開催を予定しております。

(5)の知事との懇談会でございますが、各部会の意見交換を踏まえた中でテーマを絞りまして、11月21日の金曜日、11月定例会の開催日に予定しているものでございます。

(6)その他でございますが、第164回北信越市長会が5月13日火曜日、14日水曜日の両日、富山県南砺市で開催されます。また、第165回総会は、10月16日木曜日、17日金曜日の両日、新潟県新発田市で開催されることになっております。

なお、第164回の総会で北信越市長会会長が富山県会長の高岡市長さんから本県会長の菅谷会長に交代する予定となっております。

全国市長会議及び全国都市問題会議につきましては、記載のとおりでございますが、4ページ・5ページの方に関係資料を添付してございますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、2ページの2の市長会が招集する会議でございますが、(1)の副市長・総務担当部長会議は、7月4日金曜日、上田市さんの当番で開催を予定しているところでございます。上田市さんにおかれましては、大変お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

1月29日木曜日、今日の会議になりますが、長野市内で予定させていただきます。

(2)の事務研究会でございます。6ページをご覧いただきたいのですが、下の方に事務研究会等の一覧がございます。会計管理者会議以下、記載の19の研究会を各市の持ち回りで開催させていただいております。各市の皆様方におかれましては、お手を煩わせますけれども、何分のご協力をお願いしたいと思います。

2ページにお戻りいただきまして、(4)の県と市町村との協議の場につつま

しては、第7回が5月12日月曜日、第8回が11月25日火曜日に開催される予定となっております。

次の3の要請活動から3ページの6軽自動車税申告書取扱事務の実施までは、記載のとおりでございます。

7のホームページによる情報発信の実施でございますが、引き続き市長会の活動状況や19市の情報等につきまして発信をしてみたいと考えております。

8及び9は、記載のとおりでございます。

事業計画につきましては、以上でございますが、7ページの方に、ただいまざっとご説明申し上げました26年度の市長会に係る会議の開催予定を一覧にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

何かと公務ご多忙の中ではございますが、日程の調整等にご配慮いただければ有り難いと思ひます。

続きまして、26年度の歳入歳出予算(案)についてご説明申し上げたいので、資料2をお願いいたします。

開いていただきまして、1ページをお願いいたします。

一般会計の歳入予算額・歳出予算額は、ともに9,417万1,000円で、25年度と比べまして1,740万3,000円、率で15.6%の減となっております。

この主な理由は、衛星携帯電話や先遣隊装備品を配備いたしました市町村災害時相互応援支援事業の終了に伴うものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入の部でございますが、主な歳入につきましてご説明申し上げます。

1款、負担金でございますが、6,175万5,000円となっております。1項、各市負担金につきましては、2,058万6,000円で、消費税が3%から5%に増税になりました平成9年度以降据え置きとなっております。26年度も従前と同額ということをお願いしたいと思っております。

5ページ・6ページは、市別の負担額の一覧等を整理してございますので、後ほどご覧いただければと思っております。

なお、この各市負担金につきましては、昨年11月の定例会におきましてご承認をいただいております。

2項、関係団体負担金は、4,116万9,000円で、右側の付記にありますように、人件費や部屋代等につきまして、交通災害共済組合から30%、市町村振興協会から35%、残りの35%を市長会で負担し、共通経費として支出しておるところでございます。

前年度比較で2,110万9,000円の減は、先ほど申し上げました市町村災害時相互応援支援事業の終了に伴う市町村振興協会の負担の減少に伴うものでござ

います。

2款、受託収入は、2,513万円で、各市と市長会で委託契約を結びまして、軽自動車協会への軽自動車税申告書取扱委託料及び申告書印刷分として1件当たり35円をいただくほか、軽自動車税電子データ化で1件75円をいただくものでございます。前年度に比べまして176万7,000円の増となっておりますが、これは電子データ化に新たに塩尻市さんが参加することに伴うものでございます。

3款、交付金は、125万4,000円で、記載のとおりでございます。

4款、繰越金は、570万円を見込んでおりまして、5款、雑収入の33万2,000円を加えまして、歳入総額は9,417万1,000円となります。

続きまして、3ページ、歳出の部でございますが、主な歳出につきましてご説明申し上げます。

1款、会議費は、273万9,000円で、総会・役員会等に係る経費でございます。

2款、事務局費は、7,062万4,000円で、前年度に比べまして551万2,000円の増となっておりますが、4項、賃金につきましては、この後の今年度の補正予算(第2号)(案)でもご説明申し上げますけれども、この3月から職員の1名が産休に入り、新年度には育休に入る予定となっております。その代替職員に係る賃金並びに新年度は北信越市長会の事務局の当番県になること、及び慢性的な事務の繁忙の緩和を図るための臨時職員の雇用に係る経費でございます。

なお、1項、給料等におきましては、職員の育休に係る分を減額してございます。

9項の委託料でございますが、前年度に比べまして222万5,000円の増で、主に歳入の部でお話し申し上げました塩尻市さんの新規参加に係る経費の増でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

4款、負担金、補助及び交付金は、1,274万1,000円で、2,728万3,000円の減でございます。これは、松本市で開催されました第163回北信越市長会総会の終了に伴う開催都市交付金の減及び市町村災害時相互応援支援事業の終了に伴う減が主なものでございます。

6款、操出金でございますが、職員退職積立金特別会計への操出金でございます。今年度に比べまして100万円増の300万円を積み立てるものでございます。

この後の今年度の補正予算(第2号)(案)でもご説明申し上げますけれども、市長会の職員の退職手当は、長野市さんの条例を準用しているところでござい

ますが、25年度に施行されました改正退職手当に関する条例の経過措置後の27年度末での手当必要額に対しまして、今年度当初予算で手当てしました200万の積立をしても、約700万円の不足となっておりますので、25年度におきましては100万を追加し、27年度までの3か年につきまして毎年300万円を積み立てて、不足額の解消を平準化して計画的に行うものでございます。

7款、予備費を加えまして、歳出総額は9,417万1,000円となります。

次に、7ページをお願いいたします。

職員退職積立金特別会計歳入歳出予算でございますが、歳入・歳出ともに2,445万円でございます。

内訳は、8ページをご覧くださいと思いますが、先ほど一般会計の歳出のところでも申し上げましたとおり、歳入の部では前年度より100万円多い300万円を繰り入れることとしております。

また、歳出の部では、当面、取り崩す予定がございませんので、現段階で予備費に計上してございます。

次に、9ページでございますが、財政調整積立金特別会計歳入歳出予算でございます。歳入・歳出ともに1,631万5,000円でございます。

10ページに内訳がございまして。歳出の方をご覧くださいなのですが、当面、取り崩す予定がございませんので、予備費に計上してございます。

以上、平成26年度の事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）につきまして、ご説明申し上げました。

（黒田座長）

はい。いいですか。

ただいまの説明について、ご質問はありませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

（黒田座長）

よろしいですか。

はい。それでは、事務局長の説明どおり了承することといたしたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

（黒田座長）

はい、ありがとうございました。

それでは次に、（3）平成25年度長野県市長会一般会計補正予算（第2号）（案）、それから（4）同じく職員退職積立金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）（案）、これについては関連がありますので、一括議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

（市川事務局長）

それでは、最初に資料3をお願いいたします。

平成25年度一般会計歳入歳出補正予算(第2号)(案)でございます。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

補正額は、434万1,000円の減額で、補正後の予算額は、歳入歳出とも1億725万円となります。

内訳でございますが、歳入では、市町村災害時相互応援支援事業の完了に伴う事業費の確定によりまして、市町村振興協会負担金を434万1,000円減額いたすものでございます。

歳出では、市町村災害時相互応援支援事業関連で、2款、事務局費の6項、需用費及び10項、備品購入費で同額の434万1,000円を減額するとともに、産休代替職員の雇用に関し、賃金の所要額と資料1の26年度の予算案でもご説明申しました職員退職金積立金の所要額を平準化して計画的に積み立てるために、職員退職金積立金特別会計への操出金100万円を増額補正するものでございます。

次に、資料4をお願いいたします。

平成25年度長野県市長会職員退職金積立金特別会計歳入歳出予算(第1号)(案)でございますが、おめくりいただきまして2ページをご覧いただきたいと思っております。

補正額は、歳入歳出とも100万円の増額でございますが、補正後の予算額は歳入歳出とも2,582万6,000円でございます。

説明は、以上です。

(黒田座長)

はい。それでは、本件につきまして何かご質問はありますでしょうか。

(「なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい。それでは、事務局長の説明のとおり了承することに異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい、ありがとうございます。

それでは次に、(5)長野県市長会処務給与規則の一部改正(案)についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いいたします。

(市川事務局長)

資料5をお願いいたします。

長野県市長会処務給与規則の一部改正(案)でございますが、この規則は、昭

和 53 年に一部改正されて以降、改正されておられません。

1 枚おめくりいただきまして 2 ページをご覧くださいたいのですけれども、新旧対照表でございますが、改正案と現行のどちらでもかまいませんが、第 4 条におきまして職員の服務は、長野市処務規則、第 5 条におきまして給与については長野市職員の給与に関する条例及び規則を準用することとしておるわけでございますが、これまでの間に長野市の規則等が改正されており、整合が取れていませんので、この際、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、1 ページの方にお戻りいただきまして、2 に 3 項目ございますが、記載のとおりとなっております。

施行日につきましては、市長会定例会日の本年 2 月 4 日を予定しているところでございます。

説明は、以上です。

(黒田座長)

はい。本件につきまして、何かご質問はありますか。

(「なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

それでは、事務局長の説明のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

はい、ありがとうございました。

それでは次に、(6)長野県市長会慶弔見舞等の基準の一部改正(案)について、これを議題といたします。事務局長から説明をお願いいたします。

(市川事務局長)

はい、資料の 6 をお願いいたします。長野県市長会慶弔見舞等の基準の一部改正(案)でございます。

改正地方自治法が施行されました平成 19 年 4 月に収入役が廃止になったところでございますが、この見舞等の基準では、いまだ現職の収入役さんが存在するという状態になっておりますので、実態等との整合を図るために、現職の収入役に係る部分を削除する所要の改正を行うというものでございます。

施行日は、市長会定例会日の本年 2 月 4 日を予定しております。

説明は、以上です。

(黒田座長)

はい。本件につきまして、何かご質問はありますでしょうか。

(「なし」との声あり)

(黒田座長)

それでは、今の事務局長の説明のとおり了承することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

(黒田座長)

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

## ウ その他

(黒田座長)

それでは次に、3のその他について、事務局長から説明をお願いいたします。

(市川事務局長)

最後に1件だけお願いします。資料の7をご覧くださいと思います。全国市長会・全国都市職員災害共済会の保険事業についてでございます。

1ページの1の全国市長会損害賠償補償保険制度、これにつきましては、毎年9月に担当者会議を開催しまして、制度につきまして説明を行っているところでございますが、未加入の市もございまして、ぜひ加入の検討をお願いしたいということと、加入をさせていただいている市におきましても、万が一に備えまして契約内容を見直していただき、十分な備えをさせていただければと考える次第でございます。

その下の2から次の2ページの6まで、この保険につきましては、別添としてパンフレットをお手元の方に申し上げてありますが、毎年、こちらの方も10月に担当者会議を開催して制度の説明等を申し上げておりますので、本日は、個々の説明は省略させていただきます。

これらの保険は、個人加入の任意保険であるがために加入が伸び悩んでいる状況にあるということでございまして、特に2ページの下にありました5と6の関係では、全国都市職員災害共済会というものは、全国市長会が全国各市の要望に応じて設立いたしました生活協同組合でございまして、都市職員のための火災と自動車の共済でございます。退職後も引き続き加入できますので、加入促進にご協力いただければと思っております。

説明は、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(黒田座長)

はい。ただいまの事務局長説明にご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。その他として、この際、皆さんから何かご発言がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

はい。

それでは、長時間にわたりましてご審議をいただきましてありがとうございました。

また、県の池田市町村課長さんを初め県の職員の皆さん、それからご出席の副市長さん、部長さん方にご協力をいただきまして、何とか務めることができました。御礼を申し上げます。

それでは、これで座長の職務を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## 6 県施策説明

### (1) 衛星系防災行政無線設備更新について

(市川事務局長)

黒田副市長さん、長い時間、どうもありがとうございました。

それでは次に、県の施策説明の方に入らせていただきます。

最初に、衛星系防災行政無線設備の更新につきまして、危機管理部消防課の町田課長さんからご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(町田消防課長)

はい。ご紹介いただき実例えば消防課の町田と申します。貴重な時間をいただいております。それでは、座って説明させていただきます。

資料8をご覧ください。

衛星系防災行政無線設備更新についてであります。県の防災行政無線は、地上の中継局を介します地上系と通信衛星を介します衛星系の2系統を利用いたしております。

この下にネットワーク図にございますとおり、今回更新しますものは、右側の実線で結ばれております衛星系であります。ご覧のように災害時に国・県・市町村との間で安定した通信を確保するため、重要なインフラであります。また、通常時でも、気象情報や地震情報の一斉ファクスあるいはJ R通行情報などでございます。

1の趣旨でございますけれども、当初整備、県庁局が20年、端末局が15から16年ぐらい経過しております。耐用年数は、一般的に10年と言われております。大分故障も頻繁に出るようになっております。

このようなことから、県庁局につきましては、平成25・26の2か年で工事を終えまして、引き続き市町村や消防に設置されております端末局の更新に入りたいと考えております。

市町村・消防に置かれている現在の設備につきましては、整備費用の2分の1を関係市町村にご負担いただいております。

後ほど説明する裏面にありますとおり、大体1局平均1,000万円の負担です。事業費が2,000万円で、その2分の1の1,000万円のご負担いただいた経過がございます。今回の更新に際しましても、撤去費用を含めまして同様のご負担をお願いしたいということでございます。

なお、事業内容、事業費を、今後、しっかり詰めた上で、改めて負担金についてお願いさせていただきたいと思っております。

2の更新方針が二つございます。

1点目は、1市町村に1端末局ということで当初方針にのっとりまして、その後、合併によって処分となったものにつきましては廃止いたしたいと思っております。

2点目は、現行設備の機能を基本といたしまして、いわば機能を絞り込みましてコストの削減を図りたいと思っております。

概算事業費でございますが、これは、LASCOM、自治体通信衛星機構の基本設計書に基づいて単純に積み上げたものでございますけれども、総額で46億3,000万円余で、このうち市町村分は21億5,000万円強でございます。

その内訳でございますけれども、更新分ですけれども、これは撤去費を含みますが、1局当たり2,300万円、それから支所の撤去だけですと1局当たり160万円を見込んでいるところでございます。

4のスケジュールですけれども、今後、平成27年度に県の現地期間と併せまして、市町村、それから消防局の実施設計を行いまして、工事は平成28・29を予定しているところでございます。

裏面をご覧ください。

現在の市町村設備の整備経過とその事業費を書いております。平成9年から順次、4年かけて行いました。この網かけ部分が市町村にご負担いただいている部分でございます。先ほどお話し申し上げましたとおり、下段にございますとおり、1局平均1,000万円のご負担金をいただきました。

その当時の活用財源といたしましては、地方債等、有利な起債がございまして、このような形で活用いただいたところでございます。

現在は、今後、活用可能な財政措置は2に記載してあります。大変、市町村から要望がございました緊急防災・減債事業債につきましては、充当率100、交付税参入率70と大変有利な起債でございますが、これにつきましては、26から28年の3か年間使えるということで、今回、この負担金についても活用可能でございます。

今後、明日からまた来週にかけて、県内2会場で関係機関を対象といたします説明会を予定いたしております。また、詳細な説明は、そこで行わせていただくと同時に、ご要望、ご意見を賜りたいと思っております。本事業の推進に当

たりまして、何とぞご協力をお願いしたいと思います。

こちらからは、以上でございます。

(市川事務局長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

町田さん、どうもありがとうございました。

## **(2) 生活困窮者自立相談支援事業について**

(市川事務局長)

続きまして、生活困窮者自立相談支援事業につきまして、健康福祉部地域福祉課の小口課長さんからお願いします。

(小口地域福祉課長)

地域福祉課の小口と申します。各市の皆様には、日頃から高齢者、障害者など、様々な分野におきます福祉行政推進のためにご尽力をいただき、感謝申し上げます。

本日は、生活困窮者自立相談支援事業ということでご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料9をお願いいたします。

近年、生活困窮に至るリスクの高い人々、それから働ける現役世代でありながら生活保護を受給する人々が増大しております。

このような中で、昨年12月、生活困窮者自立支援法が成立いたしまして、27年4月1日から施行されることとなっております。

この法律では、福祉事務所を設置する自治体の実施主体となりまして、生活困窮者に対する支援体制を構築して、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業などの事業を実施することとされております。

自立相談支援事業は、この太い線で囲んだ部分になりますけれども、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じる相談窓口を設けまして、生活困窮者が抱えている課題を分析し、その課題を踏まえた自立支援計画というものを作成いたします。

また、関係機関との連絡調整を行うものです。

自立相談支援事業の実施と住宅確保給付金の支給、この二つにつきましては、福祉事務所を設置する自治体が必ず実施しなければならない必須の事業ということで位置付けられておりまして、国は、その費用の4分の3を負担するという一方で、残りの4分の1を自治体負担するということであります。

就労準備支援事業以下の事業につきましては、地域の実情に応じて実施するというので、任意事業とされております。

相談支援事業については、国庫の負担基準や相談員の配置基準、このようなものが今後示されるということでございます。

裏面の2ページをお願いいたします。

この相談支援事業の実施に当たりまして、県の考え方、支援の提案についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、一つめですけれども、26年度は、全県域でモデル事業を実施しまして、法律の施行に向けて知識やノウハウの蓄積を図ってまいりたいと考えております。

一つは、県と六つの市が共同しまして、相談支援センター6か所を設置運営します。

それから、6市以外の13市におかれましても、「支援調整会議」等に参画されることで法律の施行に向けた準備ができるというように考えております。

この6市についてですが、下の方に図がございまして、26年度モデル事業というところをご覧いただきたいのですけれども、長野市、松本市、上田市、飯田市、伊那市、大町市の6市を計画しております。

この計画につきましては、今まで19市のご担当の皆様からご意見を伺ってまいりまして、特に6市の皆様にはご理解、ご協力をいただきまして、4月の相談支援センターの事業開始に向けて事業を進めさせていただいているところであります。

県として、この6か所の名前を発表するのは、今日のこの会議の場が初めてとなります。

それから、提案の2ということで、27年度でございしますが、県と19市が連携しまして、広域圏ごとに法律に基づく相談事業を実施するということを検討していきたいというように考えております。

広域圏ごとに10か所のセンターを設置運営するということを基本といたしまして、圏域ごとに検討を行うということで提案をさせていただきたいと考えております。

また、ノウハウや専門性を生かすために、民間への委託による実施を想定しております。

広域・共同を設置するメリットですけれども、市の区域を越えた社会資源を活用できる、スタッフを集約することによって効率的な運営ができること、パーソナル・サポート・モデル事業で蓄積しましたノウハウ等の活用ができるものと考えております。

県は、23年度からこのモデル事業を実施しておりまして、これまで2,000人

以上の方を支援してまいりました。

また、就労に結びついた方も、今年の9月までに556人という成果を上げております。

27年度以降のスケジュールですけれども、4月から7月にかけて各市との協議を進めさせていただければというように考えております。

今後、各市の皆様と27年度以降の進め方についてご意見を伺ってまいりたいと考えております。生活困窮者の方にとって、より良い支援の方策というものを考えていきたいというように考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

(市川事務局長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

はい、飯田の副市長さん。

(佐藤飯田市副市長)

これは、事務担当者の会議が近く行われるのか、少し詳しい話というか、協議しておいた方がいいのですか。

具体的に言うと、今、4センターのうちの一つが飯田市にあって、そこで、これはNPOですかね、委託先というか協力者は。

(小口地域福祉課長)

労働者福祉協議会というところです。

(佐藤飯田市副市長)

それで、それが将来的には民間への委託のようなことになっているのですけれども、継続性といいますか、今の体制と将来とがどうつながっていくのかというイメージがあまりできていないのですけれども、そのところは、どのように考えればいいのでしょうか。

(市川事務局長)

お願いします。

(小口地域福祉課長)

労働者福祉協議会さんにこの3年間、委託をしてまいりましたけれども、来年度からは継続しての受託は難しいというお話を伺っておりまして、26年度につきましては、公募という形で新しい受託先を決めていきたいと考えております。

事務担当者の方との打合会は、これまで何度も行っておりますし、飯田市の方に伺って説明しておりますので、また、今すぐに19市の担当者の会議という

ような予定はございませんけれども、具体的なことは、逐次、ご連絡したいと思えます。

(市川事務局長)

よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。

はい、塩尻市さん。

(米窪塩尻市副市長)

この生活困窮者と直接関係があるかどうか分かりませんが、今、生活保護の関係で就労支援員を国の支援で設置していますが、この就労支援の国の支援といいますか、国費が軽減をされるというようなことを少し風の便りに聞いたのですが、その辺りは、この生活困窮者自立相談所の設置と密接に関わり合いがあるのでしょうか。

(市川事務局長)

お願いします。

(小口地域福祉課長)

生活保護受給者に対する支援というものと、こちらの生活困窮者自立相談支援事業の方は、生活保護に至る前の方の支援ということで一応すみ分けがされておまして、就労支援の辺りは重なってくる部分もありますので、これから国で整理するというように聞いておりますので、また市町村の方にもお伝えしていきたいと思っております。

(米窪塩尻市副市長)

私どもの実態から言いますと、就労支援員が頑張って生保の関係者を支援しておりますので、ぜひ、この制度を継続してほしいということで、ぜひ、国にも要望をお願いしたいと思えます。

(小口地域福祉課長)

分かりました。

(市川事務局長)

ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。

はい。では、地域福祉課長さん、どうもありがとうございました。

### (3) 信州首都圏総合活動拠点について

(市川事務局長)

続きまして、信州首都圏総合活動拠点につきまして、観光部信州ブランド推進室の熊谷室長からご説明をお願いします。

(熊谷信州ブランド推進室長)

ご紹介いただきました信州ブランド推進室室長の熊谷晃でございます。日頃から観光行政の推進につきましては、大変ご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、私からは、信州首都圏総合活動拠点について現状をご説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。

この点につきまして、資料に入ります前に、昨年度から県と市町村との協議の場の議題にも取り上げていただきまして、その後、ワーキンググループを設け、検討させていただきましますとともに、本年度からは、県に有識者並びに市町村代表者の皆さんによります検討会議を設けさせていただきまして、専門的な視点から検討を加えてまいりました。

おかげさまで、昨年11月に特定の物件を候補として見定めることができてまいりましたので、本日、資料10—1には、この整備構想の要点、10—2には、もうご覧になっている方がいらっしゃると思いますけれども整備構想、それと10—3には、昨年11月県議会におきまして、市長会、町村会の皆様、並びに経済4団体とJA中央会の皆様方にご要望をいただきました、大変有り難いこの要望書を賜りまして、無事11月県議会でも所要の予算を確保することができました。誠にありがとうございました。

それと、本日、資料10—4では、これからの各論でございますけれども、特にイベントの実施等についてどのような検討を進めているかということで1例を挙げさせていただいておりますので、かいつまんでこれまでの検討のポイントと今後のポイントの2点、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、10—1をご覧いただきたいと思っておりますけれども、目的でございますように、この目的といたしましては、信州ファン、このようなものの裾野を広げまして、さらに、継続的かつ双方向で信州との関わりを持つコアな信州ファンを増やしたいということでございまして、私ども県としましても、今まで物産展やキャンペーンということで、一時的に首都圏で発信するということがあったのですが、今度は、しっかり根拠を構えて、ここでコアな信州ファンを1人でも多く生み出していきたいという思いを込めまして、オール信州活動拠点「しあわせ信州シェアスペース」、仮称ではございますが、このような名称で整備計画を策定させていただいたわけでございます。

下の真ん中の辺りをご覧いただきまして、場所は、もうご存じだろうと思っておりますが、中央区銀座5丁目すずらん通りに面しておりまして、一番の繁華街、銀座三越より歩いて1分というような好立地を選定することができました。

ご覧のビルは、8階建てでございますけれども、この8階建てのうちの1・2階、それと4階、この3フロアを賃借するということになりました。

3階は、信州ゆかりの飲食店。現在、和食ということでお話を聞いておりま

すけれども、早く見通しが立ってまいりそうでございます。近々には決まる予定でございます。

5にそのための展開する事業内容を書いておりますが、1階は『信州の健康な暮らし』を体感するリビングスペース」ということございまして、単なる物産館ではなく、生産者の思いなど、交流を通しながら楽しめ、喜んでいただくスペース。

2階におきましては、他の都道府県にはないオープン型のキッチンを備えましたイベントスペースということで、これまでいろいろと条件が限られていた首都圏でのイベントも、キッチンを備えた大変やりやすい、人と人の交流を促進するような形のイベント並びにセミナーが開催できるようなスペースにしてまいりたいと考えております。

4階は、「コワーキングスペース」ということでございます。共同で利用できるオフィスということなのですが、現段階での検討におきましては三つ考えてございまして、長野県の企業と首都圏の企業、それぞれに関わる企業同士をマッチングさせるということをもう1点、考えてございます。中小企業振興センターのコーディネーター、また、農産物マーケティングの担当等を常駐させまして、マッチングのお役立ちをさせていただきたいと思っております。

また、2点目としましては、首都圏に住む若者たちのUターンの場を検討する場というようなこと。

3点目としましては、商談会を開催できるような場所ということで考えてございます。

裏面に記載してございます予算案は、この11月で計上を既にさせていただいている部分でございまして、既に設計の業者選定等から入っておりますし、出店関係は、昨年12月20日におかげさまで契約を結ばせていただくことができました。契約期間10年ということでございます。

下のスケジュールにございまいように、ビルの完成が3月末日でございまして、その後、私ども、4月以降、内装工事等をしっかりとさせていただいて、東京観光情報センター、現在、有楽町の交通会館の2階にございますが、この移転をさせていただきまして、本年の夏ということで、8月ぐらいかなと思っておりますけれども、今後、設計業者と密な協議で日程を定めてまいりたいと思っております。

資料10—2の方は、ただいま申しました整備構想でございますので、また後ほどごらんいただければと思います。

10—3は、先ほど申し上げました要望書で、大変有り難く背中を押していただいております。誠実に履行してまいりたいと思っております。

最後に、本日は、10—4をご覧くださいませけれども、77市町村にそれぞれ

この首都圏活動拠点の担当者を決めていただきまして、早速、昨日、塩尻市におきまして説明会をスタートさせていただきました。全県からお集まりいただきまして、また広域の担当も全員ご出席で、また、各地方事務所の担当も出席させていただきます。

この資料の10の4は、その一部でございますけれども、先ほど申し上げました最もこの主力となり得るであろうキッチン付きのイベントスペース、営業時間とこのイベントスペースのイベントのコマ割りなどを例を挙げて検討いただいているものでございます。

ご覧いただきますように、営業時間は、おおむね10時オープンで20時まで、また、調整時間としまして夜の10時ぐらいまでというような営業時間でどうかと考えておりますけれども、特にイベントにつきましては、11時から13時、13時から15時というような、途中、17時—18時の準備時間を含みますが、2時間単位の4コマでいかがかということを示してございます。

欄外に米印の1・2・3・4がございますが、コマは、連続したコマでも単独のコマのみでも利用することができる。単独のコマを利用する場合は、準備、受付、片付の時間もコマの中に含めていただく。また、2コマなり3コマ連続でコマを利用される場合には、準備・受付の時間は最初のコマで片付は最後のコマというような形でも結構であるということでございます。

また、キッチンで大がかりな料理等をなさる場合は、この10時から11時、17時から18時とございますが、この準備時間も活用いただくというようなことで考えてございます。

このように2時間刻みにいたしましたのは、なるべく無駄のないようにというようなことで考えてございますけれども、今後、十分、ご担当の皆さんと検討を進めてまいりたいと思います。

なお、一番下にございますように、営業は、年末年始を除く360日と考えておりますので、1日4コマの開催として、1,440コマということで、これをオール信州、市町村、企業又は各種団体、それと県、これらで分担してやってまいりたいと思っております。

なお、特に市町村の皆様方には積極的な活用をお願いしたいと思っております。現在、5日あるいは3日というような単位での、利用料金も定めているのですが、無償でお使いいただけるようなことも考えてまいりたいと思っておりますので、何とぞ積極的なご活用をお願いしたいと思っております。

10—4の資料の裏面に参りますと、年間スケジュールの詰め方なども載せさせていただきます。これは、イベントカレンダーは、私ども信州ブランド推進室が作らせていただきたいと思いますと思っておりますので調整させていただきますが、通年ベースで見ますと、前年の12月辺りに年間計画を決定し、その後、

四半期ごとに密にその先の予定を詰めていくというようなことで原案を示してございます。

なお、本年は、8月オープンというような形になれば、4月辺りにこの日程を決めてまいりたいと思っております。

利用料金は、先ほど、一定の利用料金は、近隣・隣地のアンテナショップ等を参考にしながら決めてまいりたいと思っておりますけれども、2日あるいは3日まとまった形での無償でのご利用をいただきたいと思っております。そのような内容も皆様のご担当者と決めてまいります2月・3月に向けて決めてまいりたいと思っておりますので、本年の募集は4月辺りというような形で進めてまいりたいと思っております。

まだまだいろいろ決めてまいらなければいけないことが多々ございます。また、ご協力を賜らなければいけないことが多々あると思っておりますけれども、何とぞご活用いただきまして、信州のブランド力のともに向上をご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

(市川事務局長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

では、熊谷室長さん、どうもありがとうございました。

(熊谷信州ブランド室長)

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

(市川事務局長)

県の施策説明につきましては 以上でございますが、農政部から「多面的機能支払交付金」に関する資料を資料12として添付してございます。本日は、時間の関係で説明はございませんが、後ほどご覧いただきたいと思っております。

## 7 平成26年度市町村職員研修事業について

(市川事務局長)

続きまして、平成26年度市町村職員研修事業につきまして、市町村職員研修センターの小須田所長さんからご説明をお願いします。

(小須田市町村職員研修センター所長)

研修センター所長の小須田でございます。研修センターの運営につきましては、日頃より格別なご支援、ご協力をいただいておりますことに対しまして、この席をお借りしまして感謝を申し上げます。

おかげをもちまして、今年度の研修につきましても、あと一つのみとなりました。また、来年度の計画におきましても、各市町村、関係団体、また、受講者の皆さんのアンケート等を基にしまして、幹事会の協議も経まして、お手元の資料の計画（案）とさせていただきます。

来月の2月7日に予定の運営委員会において審議いただくという段取りになっております。

それでは、来年度の研修事業につきまして説明をさせていただきます。座って失礼します。

お手元の資料 11、平成 26 年度市町村職員研修事業について、それから別紙 1 の研修体系（案）を併せてご覧願います。

資料 11 の 1 ページの中ほどになりますが、(2) の研修事業アの研修過程の変更をご覧願います。

一般研修、専門研修、特別研修に加えまして、出前研修、海外派遣研修を実施するほか、市町村職員と県職員がともに研修する交流研修を実施いたします。

①の一般研修でございますが、6 過程のうち変更は新規採用職員（前期）研修、それから一般行政職員研修でございます。受講者の見込み数を勘案しまして、それぞれ 1 会場増やしまして 5 会場とする予定でございます。

次に、②の専門研修は 13 過程でございます。新設は、債権管理事務研修、以下、償却資産事務研修まで四つの研修でございます。このうち債権管理事務研修につきましては、下水道使用料や受益者負担金、市営住宅等の滞納問題などが報道されたことや、市町村からの希望も多いことから、新たに設けるものでございます。他の三つの研修は、隔年あるいは 2 年おきに開催しているものでございます。

2 ページをお願いします。

変更は、電子自治体推進研修で、これは情報担当職員の能力・技能の向上を更に高めていただくため充実をするものでございます。

次の財務会計事務研修、これは受講者の受講数を勘案しまして 3 会場とするものでございます。

休止は、土地評価事務研修、それから監査事務研修で、評価替えの時期に合わせての開催、また、隔年で開催のものでございます。

次に、③の特別研修は、政策研修以下 13 過程となります。

変更は、ヘビー・クレーム対応力向上研修でございます。この研修は、今年度から新たに設けたものでございます。私も見せていただいたわけですが、クレーマー役の講師が脅しタイプあるいは理詰めのタイプ、ねちねちタイプ、このようなクレーマー役をタイプ別に演じまして、受講者がその対応を実践形式で行うというものでございます。

そして、もう1人の講師がそれについてコメントをするという大変リアルティのある研修でございました。受講者からは「大満足」「すぐに活用できる」「貴重な体験」、このような声や講師の紹介等の依頼があるなど、大変、評価の高い研修となりました。希望が多く、1回の開催では要望に応えることがなかなか難しいということから、開催を2回とするものでございます。

休止は、JST指導者養成研修、巡回アカデミーでございます。JST指導者養成研修は隔年による開催、巡回アカデミーは、市町村アカデミーが各都道府県持ち回りで開催をしているものでございます。

次に、イの研修体系（案）でございますが、資料4ページをお願いいたします。

市町村職員と県職員との交流研修は、研修を通じまして県職員との情報交換や交流を深めるなどに大変有意義、このような意見など好評でございますことから実施をしているわけでございますが、研修センターが実施をしているものは、特別研修のうち政策法務研修他、括弧書きに「交流研修」と記されてございます四つの研修でございます。

また、県の自治研修所実施のものが、救命・緊急対応体得宿泊研修、以下、記載の三つでございますが、新規で予定されているものは、一番下の職員による政策研究でございます。

それから、下から2番目の出前研修でございますが、今年度は37カ所での実施でございますが、好評で引き続きの開催を望む声が多いことから、今年度と同程度の実施を予定しているところでございます。

資料の2ページに戻っていただきます。

(3)の海外派遣研修でございますが、研修センターでは、市町村職員が海外研修を行う場合、その派遣経費の5分の4に相当する額を負担しております。市町村からの派遣要望等を踏まえ、12名の派遣を予定しております。

次に、2の全国市町村国際文化研修所研修は8人を予定しております。この制度についても積極的に活用いただければというように思います。

それから5ページの別紙2は、研修実施計画（案）でございます。6ページの上の表の合計欄をご覧ください。一般研修、専門研修、特別研修までの合計は、32の研修過程で、実施回数は73件、延べ日数で122日を予定しております。研修過程は、前年度同様32過程、延べ日数は前年度より2日多くなります。

次に、7ページの別紙3は、研修受講者数を取りまとめたものでございます。8ページの方をご覧くださいと思います。上の表の合計欄でございますが、一般研修、専門研修、特別研修、交流研修まで、今年度の受講者の数は、まだ一つ研修を残しておりますので見込みの数ということになりますが、3,203人ということで、前年度と同じぐらいの数になる見込みでございます。

それから、下の表の出前研修でございます。これも見込みの数でございますけれども、1,731人ということで、前年度と比べまして、120名ほどの増というようになる見込みでございます。

説明は、以上でございます。今後とも市町村や関係団体の皆様のご意見、ご要望等を踏まえまして、ニーズに応じた、役に立つ、満足していただけるような研修になるように努力してまいりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

(市川事務局長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、ご意見、質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

小須田所長さんも、どうもありがとうございました。

この際、特にご発言はありますでしょうか。

ないようでございます。

以上をもちまして、本日予定されました案件は全て終了いたしました。

長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

これをもちまして、副市長・総務担当部長会議を閉会させていただきます。

お気をつけてお帰りください。